



UNION INTERNATIONALE DES ASSOCIATIONS D'ALPINISME
THE INTERNATIONAL MOUNTAINEERING AND CLIMBING FEDERATION



INTERNATIONAL COUNCIL FOR
COMPETITION CLIMBING

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS

Rules 2005

www.uiaaclimbing.com

暫定日本語版 (2005/7/4)

監修 北山 真
訳・注 山本 和幸

前文

この「ICC クライミング国際競技会規則 2005 年版」(The ICC Rules for International Climbing Competition for 2005) はこれまでの ICC ハンドブックを改訂したものです。純粋に大会の企画運営に関する事柄のほとんどは削除され、それらは the ICC Events Commission から別途刊行されるでしょう。この競技の実際的な規則に焦点をさぼるものとなりました。また、年次毎の更新箇所や新たな規定、変更に加え、多くの文言の見直しも行われています。

なお、2004 年版からの重要な変更点や追加事項は、別文書として ICC のウェブサイトにあります。

競技規則のこの新版が各加盟団体や役員、選手の一助となることを期待するものです。この規則の内容、構成、体裁に関する、ご意見、ご要望を ICC にお寄せいただくようお願いいたします。

Marco Sclaris ICC 代表 (ICC , President)

Åke Nilson ICC 競技規則委員長 (ICC Rules Commission , Chairman)

訳者前書き

前文にあるように、2005 年の改訂はかなり大規模なものでした。以前から気になっていた明かな誤りについても、2005 年版では訂正されています。また最初はリード (ディフィカルティ) のみに関する規則だったため、リードだけにしか関係しない規定が一般規則その他に含まれていたものも整理されました。

これでかなりすっきりしたものになりましたが、一部にはまだ誤りや不可解な言い回しが残っています。今後の課題とすることでしょう。

さて、この日本語版作成に当たっては、それが規則であるということから極力意識を避け、直訳に近い逐語訳を行いました。そのため日本語としてこなれていない部分が多数あると思いますが、ご容赦ください (正直言って意識の方がはるかに楽です)。

また、原文には訳の分からない、持って回った言い回しが多く、苦労させられました。ひょっとしてフランス語 (スピード競技はロシア語) あたりで書かれたものを、機械翻訳で英語にしているのではないかという気がしてくるくらいです。特に脚注部に原文を引いた部分については、より正確な訳がありうると思いますので、ご教示いただければ幸いです。なお、誤字なども含め、お気づきの点は訳者 (山本和幸 tri_cam7@yahoo.co.jp) または日本フリークライミング協会事務局 (japan_fca@yahoo.co.jp) までご連絡ください。

主要変更点

ここでは、一般の選手やスタッフに関係の深い事項について、'05 年版からの変更点をセクションごとに見ていこう。

国際クライミング評議会 - ICC (セクション 1)

用語の変更がいくつかある。1.4.1 「ICC 競技役員」の部分だが、従来のプレジデント・オブ・ジュリーがジュリー・プレジデントと少し簡略された形に、またインターナショナル・フォアランナーがチーフ・ルートセッターに、カテゴリ・ジャッジが ICC ジャッジにと変わった。

インターナショナル・フォアランナーとチーフ・ルートセッターは、もともとは別の役割。チーフ・ルートセッターは、文字通りルートを設定する役割、フォアランナーは出来上がったルートが競技に使うのに適切であるかどうかを判断し認定する役割。従来も、兼任が可能であるとはされていたが、実際兼任でない大会の方が少ない (皆無?) という実情に合わせての改訂だと思われる。

カテゴリ・ジャッジは、ジャッジのとりまとめ役で、もともとは男子、女子のカテゴリごとに 1 名とされていたものが、近年の改訂で 1 名で可とされ、「カテゴリ」ジャッジという名称が適切とは言えなくなっていた。

この他名称では、トランジットと言われていた登る前の最終待機場所の名称が従来はコール・ゾーンとなっている。これらは単純に名称が変わっただけで、あまり大きな影響はない。ただ実際に国際大会に出場する人は、頭に入れておいた方がいいだろう。

一般規則 (セクション 3)

ここには、選手に関係した大きな変更が多数見られる。

まず 3.1.1. 何と言っても競技種目名の「ディフィカルティ」が「リード」になった。まあこれは、わかりやすくなっただけ、といえはそれまでだが。

次の変更は、従来バウンダリと呼ばれていた、クライミングウォールの中の使用禁止部分の規定だ (3.2.2) 「バウンダリ」という用語が消えて「デマクレーション」(demacration) となった。これは日本語に訳せば「限定」がぴったりする。

従来のバウンダリとの違いだが、バウンダリはウォールの中で一切触ってはならない部分を表し、赤でマーキングするものとされていた。デマクレーションの規定では従来のバウンダリに相当するものに加えて、触れても良いが使ってはならない部分や、ホールド、はりぼてを、赤以外の色 (推奨される色として黒が挙げられている) でマーキングして示せることになった。

これとほぼ同じ事は、国内のコンペでは従来も行われていたが、国際ルールの中で明文化されたわけだ。今後は赤でマーキングされたホールドなどは触っただけでもストップ、黒などでマーキングされたものは、例えばフラッキングした足が触れるといったことは良いが、足をしっかりそこに置いたらため、となる。

次に、スターティング・オーダーの WEB 上での発表日程の変更がある (3.4.1)。これまでは大会初日の 7 日前に作成され ICC の WEB で発表だったが、これが 4 日前になった。同時にエントリーのキャンセルは、従来 10 日前までに連絡しないと参加費を払わされたのだが、4 日前で OK になった。なおこうしたエントリーの取り消しは、原則としてそれぞれの国のフェデレーション——日本の場合は日山協を通しておこなうものなので注意。

アイソレーション関係の規定では、ふたつ。まずアイソレーションへの動物の持ち込み (連れ込み?) だが、ジュリー・プレジデントの許可があれば OK となった (3.5.2)。まあ、日本人はあまり関係ないかもしれないが。クワガタは OK がとれるかも。

そして喫煙規定。遅きに失した観があるが、アイソレーション内の禁煙が明記された (3.5.3)。同時に喫煙場所として、アイソレーションの入り口付近の外側が指定された。

携帯電話その他のアイソレーションや競技エリアへの持ち込みの禁止は従来からもあったが、オブザーベーション中、クライミング中のオーディオ機器 (具体的にはウォークマン、i-Pod の類) の使用が禁止となった (3.5.6)。

服装規定も変わった。これまでは競技中の選手の服装については、ズボン類に国旗もしくは国を表すマークをつけることが義務づけられていたが、上半身にナショナルチーム毎のユニフォームの着用が必要になった (3.8.2)。ユニフォームと言うと大げさだが、要は

- a) 全員がその大会で同じものを着る。
- b) 国旗または国旗の色を表す要素がある。
- c) 国名を表す 3 文字コード (日本は JPN) が入っていること。

この 3 点を満たしていれば良い。日山協に連絡すればユニフォームの手配はしてくれるはずだが、一人しかその大会に出ないような場合で、間に合わない時は、自分でこれらの要素を満たしたものを用意すれば OK。例としては、色に赤と白が入っている T シャツに、JPN の 3 文字を市販のワッペンが何かでつけられればそれでも大丈夫だろう。

服装に関連して、広告規定でも追加がある (3.8.3)。基本的には従来通りだが、上衣の袖への広告掲示が認められた。またタトゥーなど肌に直接描いたり貼ったりしたものについても、規定面積に含めるといことが明記された。

またワールドカップのポイントが、従来は種目毎の個人ポイントのみだったが、ことしから各国の選手団の全体としてのポイントが加わった。国別対抗戦という要素が加わったということである。これはオリンピック

を多分に意識してのことと思う。またリード、ボルダーの総合ポイントもカウントするようになった。ただこれらについては、記述が簡潔すぎる上にいまいちあいまいなところもあって、はっきりしない。来年の改訂でもう少し記述が加わるのではないかという気がする（あるいは消えてしまうか？）

リード（セクション4）

セクション4の「リード」には、見落としがちな変更がある。4.10.2のアテンプトの終了の要件のg)である。従来からハンガー、クイックドロを使うこと（前者に足をかける、後者をつかむ）は禁止だったが、05年からボルトの使用も不可と断言されてしまった。確かに頭が円筒形のキャップスクリュータイプは、足で使うことは十分可能である。これまでOKだっただけに要注意となるポイントだ。

もう一つ、各ラウンドのクォータだが、上位ラウンドへの進出ライン上に同着のあった場合は、全員が通過となった（4.9.4）。ここ数年、徐々に甘くなってきたがついに、という感じである。これでフローティングクォータは死語となり、ジャッジはこの場合は何人通せるんだっけ、と頭を悩まさなくてすむのだが、同着がたくさんいたら別の意味で頭を悩ますことになる。

それ以外は、それほど大きな変更はない。クリップポイントの判断が難しいクイックドロについては、クリップポイントを指定できる、と言う昨年からの変更に、そのクイックドロとクリップの際に使用するホールドにマーキングすべし、と言うことが追加で規定されたくらいだろう。

ボルダリング（セクション5）

ここは他に比べると変更の少ない部分だが、それでも一つ、選手にとって大きな変更が含まれている。5.3.2の規定で、オブザベーション中（ボルダリングでは、競技中にプロブレム前にいて登っていない時は全てオブザベーション）はスタートホールド以外のホールドに触ることは従来、違反行為としてイエローカードの対象だった。それが、壁の表面も含め、スタートホールド以外に触ること、ティックマークをつけることなどは全て（規定にある範囲でのクリーニングは除く）1アテンプトに数えることになった。

したがって、手の届くところにキーになるホールドがある場合、1アテンプトを捨ててそのホールドの感触を確認することが可能になったわけだ。

以上が、05年版の主要変更部分である。スピードも大きな変更はあるが、日本人にはあまり関係ないし、各大会関係の規定は記述は変わっていても中身の変化はほとんどないので省略する。

目次

1.	国際競技クライミング評議会 - ICC	1
1.1	イントロダクション	1
1.2	事務的作業	1
1.3	競技会	2
1.4	ICC 競技会役員	2
2.	加盟山岳連盟	4
2.1	イントロダクション	4
2.2	加盟連盟/協会と選手団の義務	4
2.3	選手団派遣資格	4
2.4	選手団の定員	5
2.5	選手登録	5
2.6	国際資格	5
2.7	手数料	6
3.	一般規則	7
3.1	競技種目	7
3.2	クライミング・ウォール	7
3.3	安全性	8
3.4	競技順リスト	9
3.5	アイソレーション	10
3.6	オブザベーション	11
3.7	クライミングに先立つ準備	11
3.8	選手団の服装と用具	12
3.9	壁のメンテナンス	13
3.10	テクニカル・インシデント	13
3.11	判定用ビデオ記録の使用	14
3.12	リザルト表	14
3.13	順位	15
3.14	アンチ・ドーピング検査	15
3.15	式典	16
4.	リード	17
4.1	イントロダクション	17
4.2	オブザベーション	17
4.3	事前の試登	18
4.4	安全性と確保	18
4.5	クライミング中の規定	19
4.6	テクニカル・インシデント	20
4.7	高度計測	21
4.8	ラウンド終了後の順位	22
4.9	各ラウンドの定員	23
4.10	アテンプトの終了	23
4.11	ビデオ記録の使用	24

5.	ボルダリング	25
5.1	イントロダクション	25
5.2	一般規則	25
5.3	オブザベーション	26
5.4	競技中	26
5.5	アテンプトの終了	27
5.6	テクニカル・インシデント	27
5.7	各ラウンド後の順位	28
5.8	各ラウンドの定員	28
5.9	抗議手続きとビデオ記録の使用	29
6.	スピード	30
6.1	イントロダクション	30
6.2	ルート	30
6.3	安全性	30
6.4	ルート・タイムの計時	31
6.5	ルートの完登	31
6.6	リザルトの提示	31
6.7	競技順と順位 - フォーマット A	32
6.8	競技順と順位 - フォーマット B	34
6.9	デモンストレーションおよびオブザベーション	37
6.10	クライミングの手順	37
6.11	テクニカル・インシデント	38
7.	ワールドカップ・シリーズ	39
7.1	イントロダクション	39
7.2	リード競技	39
7.3	ボルダリング競技	39
7.4	スピード競技	39
7.5	ワールドカップ・ランキング	39
7.6	選手の登録	40
7.7	賞金	41
8.	ワールド・チャンピオンシップ規則	42
8.1	イントロダクション	42
8.2	リード種目	42
8.3	加盟山岳連盟/協会による選手登録	42
9.	ワールド・ユース・チャンピオンシップ規則	43
9.1	イントロダクション	43
9.2	年齢別グループ	43
9.3	リード、スピード競技	44
9.4	加盟山岳連盟/協会による選手登録	44
10.	コンティネンタル・チャンピオンシップ規則	45
10.1	イントロダクション	45
10.2	リード、スピード、ボルダリング競技	45
10.3	加盟山岳連盟/協会による選手登録	45
11.	競技中における罰則規定	46
11.1	イントロダクション	46
11.2	選手	46

11.3	選手団役員	47
11.4	その他の人々	47
12.	抗議	48
12.1	一般規則	48
12.2	抗議審査団	48
12.3	選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議	48
12.4	公表されたリザルトへの抗議	48
12.5	懲罰委員会への申告	49
12.6	懲罰委員会	49
12.7	供託金	49
13.	アンチ・ドーピング	50
13.1	採用	50
13.2	適用	50
13.3	UIAA 内部の管轄部門	50
13.4	違反と制裁	50
	資料：UIAA CUWR について	51

1. 国際競技クライミング評議会 - ICC

1.1 イントロダクション

1.1.1 国際競技クライミング評議会¹⁾ (ICC)は国際山岳連盟²⁾ (UIAA)を構成する一部門³⁾であり、競技クライミングの国際競技会⁴⁾の全てを統括し、その発展に努める⁵⁾。

1.1.2 ICCは直接、UIAAの総会⁶⁾の下に置かれる。UIAAは国際オリンピック委員会⁷⁾から国際組織⁸⁾として、承認されている。UIAAは国際スポーツ連盟協議会⁹⁾ (GAISF)及び、国際ワールドゲームズ協議会¹⁰⁾ (IWGA)の加盟団体でもある。

1.1.3 ICCの組織構成は「規則と内規」¹¹⁾に述べられている。

1.1.4 ICCは後のセクション2で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。

- a)技術面その他において、この競技を統括する。
- b)これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、組織的にもまた財政的に実行可能であると判断した場合、認可する¹²⁾。
- c)加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。

全てのICC公認競技会は、競技会に関するICCの規則¹³⁾に厳密に従ってのみ開催¹⁴⁾される。

1.2 事務的作業

1.2.1 国際クライミング競技会の開催に関して、ICCの担当事務¹⁵⁾は以下の通りである。

- a)ICC公認競技会開催申請の受領。
- b)全ての調査事項の処理¹⁶⁾——一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
- c)ICC公認競技会についての全ての情報の発信。
- d)特に、各競技会に関係する加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。選手の競技会への登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申し込み書をコピーして、ICCと競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された

¹⁾the International Council for Competition Climbing

²⁾the Union Internationale des Associations d'Alpinisme

³⁾原文は"constituent part of the UIAA".

⁴⁾原文は"the sport of international competition climbing". "sport", "competition"と似たような単語が連続する。余談だが、ICCの名称自体が"competition climbing"を用いており、さらにこの文章から判断すると、"competition climbing"="競技クライミング"がICCの規定する競技種目名と考えられる。いわゆる「スポーツ・クライミング」は"公式な競技種目名"ではないということである。

⁵⁾原文は"responsibile for the administration and development of all aspect of the sport of international competition climbing".

⁶⁾"General Assembly".かなり独立性の強い、独自の権限を与えられた組織ということである。

⁷⁾"the International Olympic Committee"

⁸⁾"International Federations"

⁹⁾the General Association of International Sports Federation

¹⁰⁾the International World Games Association

¹¹⁾"the Statutes and Bylaws".これは、少なくともこのHANDBOOKには含まれていない。以前はあったのか、それとも別にそうした文書があるのだろうか。

¹²⁾原文は"Approving those applications that it deems in the interest of the sport and which it assesses as being organisationally and financially viable".

¹³⁾原文は"regulations and rules".あえて区別するなら、「規定と規則」だろうか。だが日本語で考える時、このレギュレーションの中で言及されている範囲であれば、両者を区別する必然性は薄いと思う。

¹⁴⁾原文は"organise and undertaken".

¹⁵⁾原文は"executive task".

¹⁶⁾"dealing with all inquiries".

締め切り日（通常、競技会開始日の30日前まで）までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。

- e) ICC 競技規則、規定、その他の注意事項の作成。
- f) 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキング（WCR）¹⁷⁾、最新ワールド・ランキング¹⁸⁾（CUWR）の公式な発表、その他の公式情報。
- g) 公認競技会における、全ての ICC 役員の指名。予定された行事に指名された役員の一覧は、正式な認可を受けた主催山岳連盟/協会と該当する役員に、その競技会の開始日の少なくとも3ヶ月前までに送付されなければならない。

1.3 競技会

1.3.1 ICC の加盟団体あるいは特別に ICC が認めた組織だけが、ICC 公認競技会の開催を申請することができる。

1.3.2 国際クライミング競技会の中で ICC の公認が必要なものは以下の通り。

- a) ワールドカップ・シリーズ（The World Cup series）
- b) ワールド・チャンピオンシップ（The World Championship）
- c) コンティネンタル・チャンピオンシップ（Continental Championship）
- d) インターナショナル・ユース・チャンピオンシップ（International Youth Championship）
- e) コンティネンタル・ユース・シリーズ及び競技会（Continental Youth series and competitions）¹⁹⁾
- f) その他の国際大会（International events;）
- g) その他の地域大会（Regional events;）

1.4 ICC 競技会役員

1.4.1 ICC は各 ICC 公認競技会の、以下の役員を公式に指名する。

a) ジュリー・プレジデント²⁰⁾

ジュリー・プレジデントは競技エリア——アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーンと競技ゾーン——後者はクライミング・ウォールとその前方及び隣接するエリアを含む——について全面的な権限を有する。

²¹⁾この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは ICC 役員の全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。しかしながら、ジュリー・プレジデントは通常、ジャッジの任にあたることはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に ICC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務を遂行することを選択してよい。²²⁾ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程²³⁾の最終段階にあるアスピラン²⁴⁾・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

b) ICC ジャッジ ICC ジャッジは ICC が指名したインターナショナル・ジャッジ²⁵⁾で、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。ICC はまた、ICC ジャッジの補助を行う養成課程

¹⁷⁾ P.39 参照。

¹⁸⁾ "the Continuously Updated World Ranking". P.51 参照。

¹⁹⁾ 従来は Continental Youth Championship だったが、2005 年に変更された。ヨーロッパユースはシリーズ戦となっているため、それに対応するためである。

²⁰⁾ "Jury President". Jury は「審判団」と訳すしかないだろう。従って「審判長」が日本語としてはふさわしい。

²¹⁾ "call zone" は、2005 年に登場した新語。従来のトランジットゾーンにあたるようだ。日本語に訳せば「呼び出しゾーン」になるのだろう。競技ゾーンは壁の前の、選手、役員以外の立ち入りが認められない場所を指す。

²²⁾ 原文は "Although the Jury President does not normally have a judging role, he/she may at any time elect to carry out any judging task generally assigned to the ICC Judge or other judges should he/she deem that necessary."

²³⁾ "international training programme".

²⁴⁾ "aspirant"、見習い。

²⁵⁾ "ICC Judge" は競技会における役割（役職）。"International Judge" は ICC の定める資格。

の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。

ICC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したルート・ジャッジまたはプロブレム・ジャッジ²⁶⁾の補佐を受ける。ルート・ジャッジまたはプロブレム・ジャッジはインターナショナル・ジャッジまたは国内ジャッジの資格を持つ者とする。彼らは専門的なルール²⁷⁾と、ICC 公認競技会に関する諸規定²⁸⁾を熟知し、ICC ジャッジの指示の元でその任を果たすものとする。

c) チーフ・ルートセッター²⁹⁾

チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・プロブレムのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を ICC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダー・プロブレムの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。また、競技会のそれぞれのルートやボルダー・プロブレムの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるトポ³⁰⁾の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定や各ルートの制限時間について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

d) ICC デリゲイト³¹⁾

ICC デリゲイトは、競技会開催中の競技以外のことがらを担当する。競技会主催者の用意した設備 facilities とサービス(選手その他の受付登録、高度計測とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備)が ICC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。ICC デリゲイトは競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の全ての会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、ICC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。また、競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

ジュリー・プレジデント、ICC ジャッジ、チーフ・ルートセッター、ICC デリゲイトをもって審判団³²⁾は構成される。

²⁶⁾言うまでもなく、前者はリード、後者はボルダー。

²⁷⁾technical rules

²⁸⁾regulations governing ICC-approved competitions

²⁹⁾従来ここは”Forerunner”だった。フォアランナーの役目は、実際にルート設定をおこなうことではなく、使用するルートの適否を判断することにある。両者は、わが国では同一視されているが、もともと別物である。ただ事実上、フォアランナーがチーフ・ルートセッターを兼ねることがほとんど(全て?)であり、実態に合わせたと言うことだろう。

³⁰⁾ルート図

³¹⁾”Delegate”。カタカナ語を避けるなら「ICC 代表」だろう。これは公式の役職名で、「代表」ではそのあたりが伝わりにくいのでカタカナ語とする。

³²⁾Competition Jury

2. 加盟山岳連盟

2.1 イントロダクション

2.1.1 ICCはその加盟山岳連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利¹⁾を全面的に尊重する。

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務

2.2.1 以下は、加盟連盟/協会、全ての競技会主催者、そして、直接 ICC のもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、ICC 公認競技会に参与する者の遵守すべき義務である。²⁾

- a) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は ICC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること³⁾。
- b) ICC が書面による認可をおこなう前に、ICC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体(テレビ局、競技会スポンサー等)との間に締結してはならない⁴⁾。
- c) この競技にとって最善と思われる決定に関しては、常に ICC の助言と同意を求めること。⁵⁾

2.2.2 以下は、ICC 加盟の山岳協会/連盟の義務である。

- a) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング協議会に関する UIAA と ICC 規則を固く支持する。
- b) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- c) その選手と役員による、麻薬その他禁止された物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技期間中以外の検査を保証しなければならない。
- d) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- e) その選手や選手団役員に有利になる、規則、基準の操作の誘惑に対し断固とした態度をとる。
- f) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

2.3 選手団派遣資格

2.3.1 ICC の各加盟山岳連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- a) 選手の指定と登録に関する規則に従う。
- b) ICC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- c) 決議事項や、ICC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- d) 指定されたすべての選手が、国際競技ライセンスを受けているか、ICC がそのライセンス申請書を受理している。

¹⁾原文は"autonomy"。「自治(権)」と訳したのでは日本語としてしっくり来ないため、「自由」とした。

²⁾"It is the obligation of member federations, all competition organisers and those associated with an ICC-approved competition, whether working directly with the ICC or in association with a member federation or with a competition organiser, to"

³⁾アメリカ合衆国がクライミング競技で独自の動きを見せているといわれている。それに対する牽制と理解すると、この強引な表現が納得できる。

⁴⁾原文は"Ensure that no financial or other agreement shall be entered into with an organization (e.g. television, competition sponsors, etc.,) which conflict with the ICC's own agreements without first obtaining the written approval of the ICC". 問題なのは"ICC's own agreements". これは、ICC 自体がテレビ局、スポンサーなどと契約を結んでいることを表すものと思う。その契約先と利害関係のある相手の契約、または同じ契約先でも、内容的に異なる契約を禁じる規定と解釈した。

⁵⁾原文は"At all times seek the advice and agreement of the ICC in respect to any decision which might conflict with the best interest of the sport".

2.3.2 一国に一団体を越える ICC 加盟団体が存在する場合、(全ての)加盟団体で、その国に認められた定員内で男女それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

2.4 選手団の定員

2.4.1 選手団の定員は、ワールドカップ、ワールド・チャンピオンシップなど、競技会の種類によって別に定める。

2.4.2 加盟山岳連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が認められる選手団役員を登録することが許される。これらの役員は申請書に指名を記載し、以下の役割を明らかにすること。

- a) チーム・マネージャー 1 名
- b) コーチ 2 名
- c) 医療担当者または準医療担当者⁶⁾ 2 名

選手団役員は選手と同じ条件で、アイソレーション・ゾーンへの出入りが許される。

2.5 選手登録

2.5.1 各加盟山岳連盟/協会は ICC が配布する大会インフォメーション文書で公表される選手登録の期限に注意すること。

2.5.2 期限を過ぎての登録は、追徴金の対象になる。

2.5.3 加盟山岳連盟/協会に課せられる選手の登録料は、当該競技会の初日の 4 日前までに ICC へ通知することなく、登録選手がその競技会に不参加の場合は徴収されるものとする。

2.5.4 登録選手の変更は ICC デリゲイトの裁量で認められる。変更は、アイソレーション・ゾーンがクローズする前に ICC デリゲイトに通知しなければならない。

2.6 国際資格

2.6.1 加盟山岳連盟/協会は、ICC 公認競技会への参加を希望する各選手に、有効な⁷⁾ICC 国際競技ライセンスを持たせなければならない。加盟山岳連盟/協会だけが、ICC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。

2.6.2 国際ライセンス取得のため、各連盟/協会は各選手のために、以下のものを提出しなければならない⁸⁾。

- a) 完全な申請書式
- b) 関連書類受領後の⁹⁾、ライセンスの発行、更新のための ICC の手数料

2.6.3 各ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し ICC に送付することができる。

⁶⁾原文は"qualified medical or para-medical personnel"。

⁷⁾原文は"current"。

⁸⁾原文は"In order to obtain an international licence, each federation must submit for each competitor"。わかるようでわからない。

⁹⁾原文は on reception of the relevant invoice

2.6.4 各選手は、そのパスポートを取得した国の山岳連盟/協会に所属していなければならない。二つの国籍を持つ選手の場合、ICC 公認競技会において所属する¹⁰⁾ 連盟/協会を選ばなければならない。この際に申告した連盟/協会は、もとの連盟/協会、変更先の連盟/協会及び ICC の同意なしで変更してはならない。

2.7 手数料

2.7.1 すべての手数料(加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など)と、全てのその他の費用は、加盟山岳連盟/協会の負担となる。

2.7.2 加盟山岳連盟/協会は ICC に、請求された金額を請求書の日付から 90 日以内に支払わなければならない。これを守らない場合、下の 2.7.4. の規定が適用される。

2.7.3 抗議の際の供託金は、抗議をおこなった際にジュリー・プレジデントに直接支払われる。抗議は、供託金を受領するまで認められない。

2.7.4 手数料支払いに関する ICC 規則を守らない山岳連盟/協会は、「規則と付則」に従ってその加盟は保留され、最終的には除名される。

2.7.5 手数料の額は、ICC が毎年決定し公表する。

¹⁰⁾ "represent"

3. 一般規則

3.1 競技種目

3.1.1 国際競技クライミングは以下の種目¹⁾からなる。

- a) リード²⁾: 下方から確保された選手が、ルートをリードで各クイック・ドロウに順番にクリップしながら登り、到達高度(トラバースまたはループの部分ではルートのアクシス³⁾にそった最長距離)で選手の順位が決定される。
- b) ボルダリング: 数個の別個のプロブレム⁴⁾を、ロープは使用しないが、安全のための着地マットを使って登る。選手が達成した得点の合計とアテンプト⁵⁾数の合計で順位が決定される。
- c) スピード: 下方から確保された選手が、ルートをトップロープで登り、完登した選手の所要時間で選手の順位が決定される。

3.2 クライミング・ウォール

3.2.1 以下の例外を除き、クライミング・ウォールの表面全てを使用して登ることが認められる。⁶⁾

- a) ボルト・オン・ホールドの設置用にクライミング・ウォールにあけられた穴を、選手は手で使用してはならない。
- b) 壁の両側と上端の縁⁷⁾は登るために使用してはならない。

3.2.2 壁の一部分、ホールド、はりぼて⁸⁾を、規定を越えて使用限定⁹⁾する必要があるときは、他の部分と明確に区別するために、限定部分は連続的¹⁰⁾、かつ明確に以下の指定する色でマークされねばならない。

- a) 規定を越えて使用限定する壁の一部分、制限を超えたホールド、はりぼてに選手が触れてならない場合は、赤を使用する。
- b) 規定を越えて使用限定する壁の一部分、制限を超えたホールド、はりぼてを選手が登るために使用することは認められないが、触れても良い場合は、赤以外の色、できれば黒を使用する。

¹⁾原文は DISCIPLINES.

²⁾2005年の改訂で、ついに、と言う感じで名称がリードになった。他種目の名称に比べ、Difficulty はいかにもわかりにくいので、当然と言えば言えるだろう。

³⁾"axis"。ルートセッターによって設定されたルートのラインのことをいう。一般的には大ざっぱに、ルート中の各クイック・ドロウを結んだラインと考えて良い。

⁴⁾"a number of individual technical climbing problem"

⁵⁾"attempt"。「選手がルートを登ろうと試みる」というのが直訳。以前コンペで、選手が取り付くことをアナウンサーが「アタック開始」といっていたことがあるが、その「アタック」はまさにこの"attempt"である。「競技」あるいは「試技」と訳す以外にないが、それではこの言葉のニュアンスがとらえきれないので、「アテンプト」と表記する場合がある。

⁶⁾クライマーはセッターの意志を無視して、壁の表面にあるものは(ハンガーとクイック・ドロウを除き)どのように利用してもかまわない。ベニヤ壁ではあまり関係ない規定。パネル固定のボルトをフットホールドにするのは良くあるし、FRP パネルでは予期せぬホールドをクライマーが使って登ってしまうのは、お約束である。

⁷⁾原文は"edge"。この"edge"と、次に出てくる"demacration"とは別の概念である。"demacration"が「3.2.1」の規定に関わらず、壁の中に設けられた使用禁止の部分を目指すのに対し、壁の縁はどんな場合でも、絶対的にア・プリオリにアンタッチャブルである。だから、"demacration"は明確にマーキングすることが求められるのに対し「縁」は特に壁が狭い場合などを除き、マーキングしないことが多い。

またそれがパネルの「縁」でなくコーナー(カンテ)で向こう側に壁が続いている場合は別で、その向こう側の壁も含め、「demacration」設定がされていない限り、自由に使うことができる。これはオブザベーションの時に良く確認しておくこと。カンテの裏にホールドがあるかもしれない!!

それから、bottom edge と書いていない以上、下の縁は規制されていない(!)。FRP パネルの壁で、下の縁と床面との間に隙間がある場合、そこにフックしたりすることは OK ということになるのだが.....

⁸⁾feature

⁹⁾原文は"demarcate"とある。この使用を制限された部分を"demacration"と呼び、これは従来のバウンダリに替るもので、バウンダリを拡張した概念のようだ。バウンダリはエリアとしてある境界の先の使用を禁ずるものだったが、デマクレーションは、特定のホールドの使用禁止や、また触れても良いが使用してはならないと言った細かい設定も含めている。日本語の「限定」が用語としても定着しているので「限定」もしくは「使用限定」と訳すことにする。

¹⁰⁾破線、点線状のラインは不可。

もし上記以外による使用制限がある場合、全選手に告知されねばならない。¹¹⁾

3.3 安全性

3.3.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。

3.3.2 ジュリー・プレジデントは、競技エリアについての安全性について何らかの疑問がある時、チーフ・ルートセッターとの協議のもと、そのいかなる段階にせよ、競技の開始や継続を許可しないことも含めた決定をおこなう、全面的な権限を有する。役員であれ、それ例外であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役目を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

3.3.3 主催者から指名されるプレイヤーは、競技会におけるビレイの方法について習熟していなければならない。ICC ジャッジは、どのプレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのプレイヤーはその競技会のどの選手のビレイも担当することを認められない。

3.3.4 各ルート、プロブレムは、選手の墜落によってその選手自身が負傷したり、他の選手の負傷やその競技の妨害をもたらすことがないように設定されねばならない。

3.3.5 ジュリー・プレジデント、ICC ジャッジ、チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルート、ボルダープロブレムを点検しなければならない。特に、ICC ジャッジとチーフ・ルートセッターは、全ての安全のための用具と進行手順が、UIAA 規格と ICC 規則に則っていることを確認しなければならない。

3.3.6 競技会で使用される全ての器具は UIAA 規格を満たしているか、さもなければ、ICC または、例外的な状況でジュリー・プレジデントが ICC の代表としての権限を持って指定したものでなければならない。一般的なものとして、リードとスピードでは、主催者が用意した UIAA 公認のシングル・ロープを使用しなければならない。ロープ交換の回数は ICC ジャッジが決定する。

3.3.7 ルート上の用具について、以下の安全対策に留意されねばならない。

- a) 競技会のラウンド中に使用される各確保支点は選手がロープを通すカラビナのあるクィックドロ・スリングを備えていなければならない。Z クリップ¹²⁾の可能性は最小限でなければならない。クィックドロ・スリング(中間をカラビナで連結されてはならない)と確保支点の結合は、UIAA が公認した 10mm のマイロン・ラビッド¹³⁾でおこなわれなければならない。そのスリーブは、製造者の認めた仕様書に従ってしっかりと閉じられなくてはならない。
- b) 通常のクィックドロ・スリングより長いものが必要な場合は、少なくとも同等の強度を持つ、1本のテープでできた¹⁴⁾(機械縫いの)テープスリングを、通常の短いクィックドロに替えて使用しなければならない。輪になったスリングは粘着テープでまとめておくべきである¹⁵⁾。どのような場合でも、通常の長さ

¹¹⁾逆に言うと、これらの色によって表示された限定は、あえて選手に注意を促す必要はない、ということであり、選手は自己責任でこれらの限定を守らなければならない、ということである。

¹²⁾原文は"cross loading the karabiner"

¹³⁾"Maillon Rapide"はフランス語。鎖やワイヤーを連結する一般的な金物の一つである。国内でも、ほぼ同形状の国産品がリング・キャッチの名称で流通している。ただしフランスのものは、安全強度(SWL)表示が国産に比べ非常に高い。材質、形状から考えるとその差は異常であるが、両者が全く別物であるかのような言説は、必ずしも正しくない。つまりこれは実際の強度の差ではなく、規格、保証上の問題である可能性があるのだ。国内品でもきちんとした製造管理と検査を経れば、今流通しているものと同等品が、フランス製並の SWL 表示を得られる可能性がある。

¹⁴⁾原文は"continuous"。後半にある「連結したもの」に対する表現だろうと思う。

¹⁵⁾リング状のスリングはそのままだと、選手が足を突っ込む危険性がある。

のクイックドロウを(マイロン・ラピッドや安全環の有無を問わずカラピナで)連結したものを使用してはならない。また、ロープやテープを結んだスリングは使用を認められない。

3.3.8 競技会の各ラウンドの開始前に、ICC ジャッジは、適切な資格のある医療担当者が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機¹⁶⁾していることを確認しなければならない。

3.3.9 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技をおこなうにふさわしい状況にないと信ずるに足る理由がある場合、ジュリー・プレジデントは選手の検査を、認められた健康診断をおこなうことができる専属の医師に依頼する権限を有する。これらの検査の結果に基づき、医師が当該選手は競技を続けられる状態にないと判断する時、ジュリー・プレジデントは当該選手の競技参加を停止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。

3.3.10 いかなる場合も、選手から要求によって、特別な措置(たとえばボルダープロブレムの上からはしごで地面に降りる、など)を用意することがあってはならない。

3.4 競技順リスト

3.4.1 最初のラウンドの暫定競技順リストは、競技会開始の4日前に作成され、ICCのウェブサイトに公表されねばならない。最初のラウンドの公式競技順リストは(欠場、追加登録を含め)アイソレーションのクローズ後ただちに作成される。

競技順リストは、競技会の公式の掲示板とアイソレーション・ゾーンに掲示され、競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、報道関係者の代表に配布される。

3.4.2 競技会の以降のラウンドの競技順表は、競技会の先立つラウンドの公式リザルト発表後30分以内に作成され、前項と同様に公表されねばならない。さらに加えて、例えばチーム・マネージャーと選手の宿泊する主なホテルなど適切なその他の掲示板でも発表されねばならない。

3.4.3 各競技順リストには選手の氏名とその競技順に加え、以下の項目を含めた競技会の次のラウンドの情報を記載しなければならない。

- a) アイソレーション・ゾーンのオープン時刻とクローズ時刻。
- b) 競技開始時刻。
- c) ICC またはジュリー・プレジデントの認めたその他の事項。

全ての競技順リストは、ICCの規定する書式で作成されねばならない。

3.4.4 競技順の作成方法:

- a) リード及びボルダリング競技会の予選ラウンド¹⁷⁾では、その時点のCUWRの逆順とする。¹⁸⁾CUWRのランク外の選手は、そのラウンドの最初に無作為順で競技する。
- b) リード及びボルダリング競技会の予選ラウンドで、2つ以上の類似したルートまたはプロブレム群でおこなわれる場合、選手はそのラウンドの各ルートまたはプロブレム群に、それぞれのその時点のCUWRを

¹⁶⁾原文は"are in attendance"

¹⁷⁾the qualification round

¹⁸⁾国内大会でも同様に、過去の戦績と自己申告のオンサイト、レッドポイントグレードを参考に、有力選手が後になるように競技順を決定する。また開始時刻が早い場合は、会場の交通の便や参加者の居住地を考慮して、会場に近い参加者を前に、遠い選手を後にするケースもある。

元にして振り分けられる。

まず、その時点の CUWR でランク付けされている選手は、下の例のように各ルートに順々に振り分けられる。

CUWR ランキングによる振り分け

競技順	ルート 1	ルート 2
.....
最後から 5 番目	9	10
最後から 4 番目	7	8
最後から 3 番目	5	6
最後から 2 番目	3	4
最後	1	2

ランクのない選手は各ルートに同数ないしは可能な限り同数に近い選手が割りふられるように、各ルートに無作為に振り分けられる。この振り分けの後、競技順が各ルートまたはプロブレム群に振り分けられた選手ごとに 3.4.4.a と同じ手続きで決定される。¹⁹⁾

- c) 予選ラウンド以降のラウンドの競技順は、リード及びボルダリング競技会では、スーパーファイナルをのぞいて、先行するラウンドの順位を逆順とする（1位のものが最後のスタートになる）。先行するラウンドで同順位があった場合、その選手の間の順番はその時点の CUWR の逆順、またランク外の選手の場合は無作為順とする。スーパーファイナルの競技順は、ファイナルと同じとする。

3.4.5 3.4.1 にしたがって、予選ラウンドの暫定競技順リストを修正する場合、欠場と追加選手に関しては以下の手続きを適用する。

- a) 欠場したランク外の選手の名前は、暫定リストから削除する。
- b) ランク外の追加選手の名前は、暫定リストのランク外選手の中の、無作為に決定したところに追加する
- c) ランク内の選手の欠場、追加の場合は、3.4.4.a) と 3.4.4 b) に定める手続きを適用して、競技順リストを完成させる。

3.5 アイソレーション

3.5.1 競技会のラウンドに参加資格のある選手はジュリー・プレジデントが定め、大会主催者が公表した時刻までに登録をすませ、アイソレーション・ゾーンに入らねばならない。

3.5.2 以下の者だけがアイソレーション・ゾーンに立ち入ることが認められる。

- a) ICC 役員
- b) 主催団体役員
- c) 当該ラウンドに参加資格のある選手。
- d) 公認された、選手団の役員。
- e) ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、アイソレーションにとどまる間を通して、アイソレーション・ゾーンの守秘性を保ち不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

動物はアイソレーション・ゾーンに入ることができない。ただしジュリー・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。

¹⁹⁾ 国内大会でも、必要な場合は過去の戦績を使ってこの方式で振り分けをおこなっている。

3.5.3 喫煙は、特別に指定された喫煙所でのみ認められ、その場所は通常、アイソレーションゾーンへのドアの外側に隣接した場所とする。この場所では、選手も選手以外の者もアイソレーション状態にあるものとする。

3.5.4 選手は競技ゾーンと待機ゾーン²⁰⁾を含め、競技エリアにいる間を通じて、アイソレーション状態にある。これは、ジュリー・プレジデントが特別に認めない限り、いかなる方法であれ、競技エリア外にいる者と連絡を取りあってはならないことを意味する。この規則を遵守しなかった場合、ただちにその競技会において失格となる。

3.5.5 全ての選手も選手団役員も、携帯電話あるいはこれに類する電子通信機器、カメラ、ビデオカメラあるいはこれに類する記録機器を、競技エリア内において所持または使用することは、ジュリー・プレジデントの許可のある場合を除いて認められない。

3.5.6 選手は、オブザベーション中、及びクライミング中にいかなるオーディオ機器も所持または使用することはできない。

3.6 オブザベーション

3.6.1 あるラウンドあるいはアテンプトに先だって、競技会のそのラウンドに参加登録された選手は、競技会開始に先立ち、その間にルートやプロブレムについて検討することが許されるオブザベーション期間²¹⁾が認められる。このオブザベーションの具体的な規則は、リード、ボルダリング、スピード各競技それぞれのセクションで規定されている。

3.6.2 オブザベーション・エリア内では、全ての選手にはアイソレーション・ゾーン内における規定が適用される。オブザベーション期間の間は、選手団役員が選手に同行することは認められない。選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン²²⁾内でおこなわねばならない。クライミング・ウォールに登ることや、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手はいかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問は、ジャッジに対してのみ認められる。

3.6.3 オブザベーションの間、選手はルートの観察に双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外、いかなる観察や記録のための機器の使用も認められない。

3.6.4 選手は公式のオブザベーションの間に得たもの、そしてジュリー・プレジデントまたはジャッジから伝えられた以外の、ルートあるいはプロブレムに関するいかなる情報も持つてはならない。

3.6.5 各選手はその自己責任において、ルートあるいはボルダー・プロブレム観察中の全ての指示に注意を払わねばならない。²³⁾

3.7 クライミングに先立つ準備

3.7.1 アイソレーション・ゾーンから、コール・ゾーンへ移動するよう指示を受けた後は、選手は競技会役員以外の何人とも行動をともしてはならない。

²⁰⁾ call zone

²¹⁾ observation period

²²⁾ オブザベーション・ゾーンとオブザベーション・エリアとふたつの表現があるが、これは意味が異なるとは思えない。単に表現の統一が充分でないだけだと思う。

²³⁾ 原文は”It is the sole responsibility of each competitor to fully inform him/herself in respect to all instructions regarding the route that are required to undertake.” 回りくどい表現でいまいち意味が不明だが、要するに説明が聞こえなかったなどと、後からクレームをつけるな、ということか。

3.7.2 コール・ゾーンに到着したら各選手は、競技種目に応じてクライミング・シューズをはき、ロープを認められた結び方で結ぶなど、アテンプトの最後の準備をしなければならない。

3.7.3 選手がルートまたはプロブレムにおいてその競技を開始する前に、リード競技におけるロープの結び方を含め、使用する全てのクライミング用具と結び方について安全性に問題がないかどうか、また ICC 規則に準拠しているかどうか、競技会役員から検査を受けなければならない。各選手は競技をおこなう間に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。

3.7.4 各選手は指示を受けたらコール・ゾーンを離れ、競技エリアに入る用意をしなければならない。いかなる、不法な遅延もただちに「イエロー・カード」の対象となり、さらにそれ以上の遅延はセクション 11 に従い、ただちに失格となる。

3.8 選手団の服装と用具

3.8.1 選手が使用する全ての用具は UIAA の基準に従ったもの、さもなければ ICC、または特別な場合に ジュリー・プレジデントが ICC によって委任された権限のもとに指定したものでなければならない。認められていない用具、結び方、衣服の使用、またはそれらの認められていない改変、広告に関する規則への不服従、いかなるものにせよ ICC 規則と規定及び選手団の服装と用具に関する規定への違反があった場合、選手はセクション 11 に照らして制裁を受けねばならない。

3.8.2 選手は(1)国旗または国旗の色を表し(2)3文字の IOC の国別コード²⁴⁾の入った、選手団の公式の上衣²⁵⁾を着用すること。²⁶⁾公式の競技順の入ったゼッケンは、競技会主催者から提供される。これには切断その他の改変を加えてはならず、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。²⁷⁾競技順ゼッケンの上端が選手の肩の線から 5cm 以上、下にならないようにつけること。競技順ゼッケンの大きさは 18 × 24cm(横向きで)を越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけることができる。

3.8.3 各選手は UIAA 公認のハーネス(リード、スピード競技ではハーネスは装着しなければならない)を使い、クライミング・シューズをはかなければならない。各選手は任意で、チョーク・バッグ、クライミング・ヘルメット、衣類(選手団上衣に加えて)を自由に使用することができる。全ての用具、服装は、以下の広告に関する規則に従ったものとする。

- a)ヘッドウエア²⁸⁾：製造者名またはロゴのみ。
- b)選手団上衣：スポンサーのロゴ——合計で 300 平方センチ以内。
- c)ハーネス：製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- d)チョークバッグ：製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- e)脚部：製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——片足あたり合計で 300 平方センチ以内。
- f)靴と靴下：製造者の名称とロゴのみ。

²⁴⁾the three letter IOC country code

²⁵⁾an official team top

²⁶⁾この規定は、「いつ」に関する言及があるべきだがない。3.8.4 の規定があるところから、競技中についてのことと推測される。また「公式」とは言っても、そのデザインを申告するようなことはないので、ここに規定された要素を満たしていれば、全員が同じものを着ていれば大会ごとに違うものでもかまわないのだろうと思う。

²⁷⁾「ゼッケン」の原文は“bib”。後半の“(it) shall be displayed prominently on the back of the top”という記述から考えると、ベストのようなものではなく競技順をプリントした単なる布で、裏面に粘着剤がついているか、安全ピンでつけるかするようなものと考えた方が良さそうだ。bib は胸あて、よだれかけの意味だが、日本語では身体の前側につけるものに限定したニュアンスがあるので、最も近いと思われる日本で通じる単語としてゼッケンと訳した。

²⁸⁾ヘルメット、バンダナ、鉢巻き … etc

各用具、服装における選手の所属する山岳連盟/協会や国を表す語句やロゴは、上の各項に規定されたサイズの限度内で認められる。²⁹⁾

刺青など選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記 b)、e) にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 11 に照らして制裁を受けることになる。

3. 8. 4 可能であれば常に、そして特に表彰式においては、選手と選手団役員は、それぞれの³⁰⁾ユニフォームを着用のこと。

3. 9 壁のメンテナンス

3. 9. 1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、ICC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。

3. 9. 2 ICC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）するかジュリー・プレジデントの決定は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない³¹⁾。

3. 10 テクニカル・インシデント

3. 10. 1 テクニカル・インシデントは、何らかの事象によってある選手に、その選手自身の行動によらず、不利または不公平な結果が生じることを言う。テクニカル・インシデントの種類と発生後の処理の詳細は、後のリード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションに記す。

3. 10. 2 一般に、テクニカル・インシデントは以下のように分けられる。

a) ICC ジャッジによって指摘されたテクニカル・インシデント

(i) 選手がレジティメイト・ポジション³²⁾にある場合、登り続けるかテクニカル・インシデントを受け入れるかを選ぶことができる。もし選手がそのルートまたはプロブレムのアテンプトを続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は、受け入れられない。

(ii) 選手がテクニカル・インシデントの結果として、レジティメイト・ポジションにない場合、ICC ジャッジは直ちにテクニカル・インシデントを宣言し選手のアテンプト終了させ、該当するテクニカル・インシデントの規則に照らして³³⁾、選手に再アテンプト³⁴⁾を認めねばならない。

b) 選手によって指摘されたテクニカル・インシデント

²⁹⁾この部分の規定はあいまいで、各国のロゴ類と広告類の大きさの合計を別々に考えるのかが不明。

³⁰⁾原文は“distinctive”だが、日本語に直すと奇抜な服装ととられかねない表現になる。

³¹⁾これは主に、ホールドが破損したときに使われていたものと全く同じホールドの予備がなかった場合のことと考えていただきたい。代替ホールドによって、交換前とムーブ、グレードに問題となる変化が生じてはならないわけだ。その判断はチーフ・ルートセッターがおこなうが、もし交換前との差が大きなものとならざるを得ない場合、そのラウンドを無効にして新たなルートでやり直すことになる。しかし国内大会ならともかく（いや、それだってとんでもない事態だ）、国際大会でのそれは、想像もしたくないことだ。従ってチーフ・ルートセッターも、よほどのことがない限り、OK を出すのだと思うのだが……。

³²⁾“legitimate position”。「正当な」あるいは「正常な」場所/状態ということで、選手がアテンプトを何の違反事項もなく継続している状態を指す。これも訳しにくいので、以後この表記とする。

³³⁾“in accordance with the rules governing technical incidents for that particular discipline”

³⁴⁾“a subsequent attempt”

- (i)選手がレジティメイト・ポジションにある場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、ICC ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するか選ぶことができる。もし選手が登り続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は受け入れられない。もし選手がインシデントの結果レジティメイトポジションにない場合、ICC ジャッジは直ちに対応を決定しなければならず、その決定は絶対である³⁵⁾

3. 11 判定用ビデオ記録の使用

3. 11. 1 リード競技のルートでの各選手のアテンプの、公式ビデオ記録が作成されねばならない。公式ビデオ記録はまた、ボルダリング競技のプロブレムでの選手のアテンプについても作成することができる。³⁶⁾

3. 11. 2 1ルート当たり少なくとも1台、できれば2台のビデオカメラを使用しなければならないクライミング競技会のビデオ記録の適切な経験を有する撮影者が、ナショナル・ジャッジによって補助されることが推奨される。試合に先立ち、ICC ジャッジ又はジュリー・プレジデントは撮影者に、適切な技術と手順を簡潔に説明しておかねばならない。³⁷⁾ビデオ・カメラの位置はジュリー・プレジデントが、ICC ジャッジとチーフ・ルートセッターとの協議の上で決定する。とりわけ、撮影者がその作業を妨げられないことがないよう、また何者もカメラの各ルートの視野を遮ることがないように注意を払わねばならない。

3. 11. 3 判定のために、いかなるできごとであれ再確認するための、ビデオ再生システムに接続されたモニター・テレビが用意されなければならない。再生モニターの設置場所は、ビデオの再生とその検討を、許可を得ていない者やジャッジ以外の者が見たり聞いたり、あるいは妨げたりすることない場所とし、また利用しやすいようジャッジ席に近くでなければならない。

3. 11. 4 公式ビデオ記録のみ判定に使用され、ビデオ記録を見ることができるのは、ジュリー・プレジデント、ICC ジャッジ、ルート・ジャッジ、チーフ・ルートセッター、ICC デリゲイトのみに限られる。³⁸⁾

3. 11. 5 競技会の各ラウンド終了時に、ICC 書記に返却するために ICC デリゲイトに渡される。ICC の特別な認可をのぞけば、これらのテープの記録は作成されない。³⁹⁾競技会のビデオ・テープは、唯一、競技会の判定と、ICC のトレーニング・コースの目的のためだけに使用される。どのような場合でも ICC 関係者以外の者は、それを利用できない。

3. 12 リザルト表

3. 12. 1 競技会の各ラウンド終了時に、各選手の順位と成績を記載した暫定リザルト表⁴⁰⁾をジャッジの作業をもとに作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チームマネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。⁴¹⁾

³⁵⁾これは、突然選手がクイック・ドロウをつかみ、ホールドが回った、と主張したような場合が考えられる。その場合、インシデントが認められなければ、選手がレジティメイト・ポジションからはずれた時点の高度を記録することになるだろう。仮に選手が競技を中断して、実はテクニカル・インシデントではなかった、ということになったら、選手は再アテンプが認められずそれっきりになってしまうということである。

³⁶⁾リードは"shall be made"、ボルダラーは"may be made"。ボルダリングではビデオ記録は行わなくてもよい、と理解して良いだろう。

³⁷⁾この部分直訳。要するにどういう撮り方をするか、あるいはルートの性格上留意すべき点などを説明しておけということか？

³⁸⁾これらの規則を見る限り、もはやビデオは必須。ビデオなしの競技会運営はあり得ないといえるだろう。一つにはウォール・ジャッジの廃止が大きく影響している。かつてのウォール・ジャッジの役割を、ビデオが担っているのである。

だが経験的にいえば、ビデオは必ずしもベストアングルからの記録ではない。少なくとも、ルートの全てのポイントをベストの方向から撮影できるわけがない。特にホールド/タッチの区別は、下方からの撮影では事実上判定不可能な場合が多いというのが実感である。

将来的には、ウォールに平行に設置されたボール上を上下に移動する、リモートコントロール・カメラなどが開発されるのかもしれない。だが、現状ではビデオは、選手を納得させる一つのポーズとしての性格が強いように思われる。

³⁹⁾ここは直訳。原文は"No recording shall be made of these video tapes except on the specific authorisation of ICC."。テープのコピーを意味するもの、と推測する。

⁴⁰⁾"a preliminary result list"

⁴¹⁾"This preliminary result list may be published as unofficial information awaiting the finalisation of the official result list, and unofficial comments may be made by team managers and competitors." 意味不明。とにかく早くリザルトを公表しろ、ただ

3. 12. 2 暫定リザルト表の公表後に、その確認と、必要があれば修正を経て、ICC ジャッジとジューリ・プレジデントのサインによって公式に認められ⁴²⁾、公式リザルト表として公表される。

3. 12. 3 競技会の終了時に、全選手の最終順位その競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表⁴³⁾が用意され、ICC ジャッジとジューリ・プレジデントがサインをした後、公表されねばならない。

3. 12. 4 全ての公式リザルト表は、ICC の規定する様式で印刷され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、報道関係者の代表に配布される。

3. 13 順位

3. 13. 1 競技中の選手の個々の順位の決定手順は、リード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションに記す。

3. 13. 2 各国選手団の(それぞれの種目の)順位とリードとボルダリング種目を合わせた順位⁴⁴⁾は、以下の競技会で作成される。

- a) ワールドカップ
- b) ワールド・チャンピオンシップ
- c) コンティネンタル・チャンピオンシップ

3. 13. 3 団別の順位は、各国選手団のその競技会に参加し最高位を獲得したメンバーの順位ポイントを合算して計算する。⁴⁵⁾ポイントを計算に使用する選手の数は各競技会の選手団の定員までとする。⁴⁶⁾

3. 13. 4 両種目を含む競技会でのリードとボルダリングを合わせた順位は、両種目に参加した選手の、それぞれの種目での順位ポイントを合算して計算する。⁴⁷⁾

3. 13. 5 ICC は以下の確定順位を公表する。

- a) ワールドカップ・ランキング
- b) 最新ワールドランキング (CUWR)

3. 14 アンチ・ドーピング検査

3. 14. 1 加盟山岳連盟/協会は、その国の国際スポーツに関する規則、世界アンチドーピング規定⁴⁸⁾、UIAA のアンチドーピングの指針、手続き、制裁に関する規則⁴⁹⁾の求めるところに従っておこなわれるアンチドーピング検査の準備をしなければならない。

しそれは非公式なものとしてあつかう。チーム・マネージャーや選手がそれに異議をとなくても、それは非公式なもので、正式な抗議にはならない、と言う意味か？つまりこの段階での異議は、非公式だから fee 無しで可能と言うことか？

⁴²⁾原文は”officially approved in writing by the ICC Judge and the Jury President”

⁴³⁾”an official consolidated result list”

⁴⁴⁾”A national team ranking, and a combined ranking for the lead and bouldering disciplines”

⁴⁵⁾”The national team ranking shall be calculated by adding the ranking points of the highest ranked individual national team members participating in the competition.”

⁴⁶⁾”the highest ranked individual national team members”は、同着の場合を除けば 1 カテゴリー、1 種目あたり 1 名しかいないはず。これは、同着が 1 国の選手団中に多数いた場合のための規定なのだろうか？

⁴⁷⁾”adding the individual ranking points for each discipline for competitors participating in both disciplines”となると、両種目にエントリーした選手の、それぞれの種目での順位ポイントの合計と考えられる。だがリードとボルダリングの両方にエントリーする選手はそれほど多くないはずで、こんなポイントが成り立つのだろうか？

⁴⁸⁾”the World Anti Doping Code”

⁴⁹⁾”the UIAA Anti Doping Policy and Procedure and Disciplinary Rules” 客語の頭が大文字なので、こういう文書が存在するのだろう。

3. 14. 2 ワールドカップ、ワールド・チャンピオンシップ、コンティネンタル・チャンピオンシップ、ワールド・ユースチャンピオンシップ、コンティネンタル・ユースチャンピオンシップの優勝者は、アンチ・ドーピング検査の対象となる。

3. 15 式典

3. 15. 1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 11 に従って制裁の対象となる。

3. 15. 2 競技会の最後に、最後の競技の後ただちにおこなわれる選手表彰式は、こうした催しに関する IOC の手続きに従っておこなわねばならない。国家演奏と国旗掲揚は ICC の選手権大会およびワールドカップの最終大会⁵⁰⁾において必須である。

3. 15. 3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての決勝参加選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 11 に従って制裁の対象となる。

⁵⁰⁾”World Cup final events”とあるので、リード、スピード、ボルダールの各種目の最終戦となる大会において、ということだろう。

4. リード

4.1 イントロダクション

4.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

4.1.2 リード競技で使用されるクライミング・ウォールは、専用の¹⁾もので、各ルートの幅が最低3m、高さが最低12m、ルートが最低15mの長さを持つものとする。ジュリー・プレジデントの裁量において、壁の一部が幅3mに満たないものも認められる²⁾。

4.1.3 全てのリード競技では、選手はルートを下から確保されて、リードで登らねばならない。

4.1.4 リード競技には、次のようなものがある。

- a) オンサイト：ルートに対する1回のオブザベーションの後に競技する。
- b) フラッシュ：フォアランナー³⁾によるデモンストレーションの後に競技する。
- c) アフター・ワーク：認められた試登の後に競技する。

4.1.5 現行の規則に従ってルートを登り、ロープが選手によってレジティメイト・ポジションから最終クック・ドロのカラビナにクリップされたときにルートは完登されたと思なされる⁴⁾。

4.1.6 リード競技は通常、次のような構成からなる。

- a) 1本もしくは2本の、同じあるいは異なるルートを使用する予選ラウンド。異なるルートを使用する場合、それらは同じグレード、似通った性格のルートでなければならない。
- b) 1本のルートを使用して行われる、セミ・ファイナル、ファイナル、必要が生じた場合スーパーファイナルの各ラウンド。

特殊な競技会ではこれに替る形式が、ICCから適用される。⁵⁾

4.2 オブザベーション

4.2.1 一般規則にもとづき、選手(グループ)はその競技するルートを観察することが認められる。

4.2.2 オブザベーション期間はジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと相談の上決定するが各ルートについて6分間を越えてはならない。ただし、特別に長いルートの場合には、延長することができる。

¹⁾原文は"purpose-designed"。

²⁾壁のスケールの規定は'95年のHANDBOOKでは"absolute"で、絶対条件だったが、その後「望ましい」「recommend」という表現に変わり、2002年にさらにこのような表現となった。これは、全ての条件をクリアすると金がかかりすぎるという経済的条件が大きいのだろう。またあるいは、近年のワールドカップの壁が立体的になり、部分的に条件をクリアできないケースが考えられるようになったということもあるのかもしれない。

³⁾選手の競技に先立って登って見せるから先に(fore)走る者(runner)と呼ぶらしい。

⁴⁾以前は「最終ホールドの保持と最終クック・ドロへのクリップをもって完登」とされてきた。だが文言上ではここにあるように、最終クック・ドロへのクリップだけが要件とされている。もし、選手が最終ホールドの手前から、最終クック・ドロにクリップしたら、完登とせざるを得ない。

これはルールの不備ではなく、最終クック・ドロは、最終ホールドからしかクリップできないところに設置されねばならない、というルート設定上の暗黙の了解を前提としているのである。従って、もし選手が最終ホールド手前からのクリップしたら、それはルートセッターのミスである。

国内大会であっても、壁の形状の制限などで最終ホールド手前でクリップできるようであれば、最終ホールド保持後のクリップ以外認めない旨を、テクニカル・ミーティングで徹底すべきである。

⁵⁾単に、これ以外の例外的な形式もあり得ると言っているだけだと思う。

4. 2. 3 スーパーファイナルでは、特別な場合にジューリ・プレジデントの決定によりオブザベーション時間を設けないことがある。⁶⁾

4. 2. 4 選手は出だしのホールド⁷⁾に、両足を地面から離すことなくふれることは許される。

4. 2. 5 オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに、競技順リストの最初の数名はジャッジの指示でコール・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞もただちに「イエロー・カード」の対象となる⁸⁾。さらにそれ以上の遅滞は、セクション 11 に従い、ただちに失格となる。

4. 3 事前の試登

4. 3. 1 事前の試登をおこなう(ワーク)ルートが競技会の中にある場合、ジューリ・プレジデントは——チーフ・ルートセッターと相談の上、選手の試登期間のタイムテーブル、進行(または手続き)、時間を決定しなければならない。

4. 4 安全性と確保

4. 4. 1 クライミング・ロープは 2 名のプレイヤーによってコントロールされねばならない。⁹⁾プレイヤーは選手が登っている間、選手の状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

- a) ロープをむやみにタイトにして選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点にクリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる。
- c) 全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させる。
- d) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- e) 墜落を止める時、壁が重なった部分のエッジ¹⁰⁾や、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても、選手が負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

4. 4. 2 ICC ジャッジは、チーフ・ルートセッターと協議の上、ジューリ・プレジデントの許可を得て、ロープを最初の(そして適当と見なされれば他の)確保支点に、事前に通しておくことを決定できる。可能な限り、ルートはこうした安全対策が不要であるように設定されるべきである。

4. 4. 3 競技ルートの各アテンプットの開始時：

- a) 各選手は ICC の用具に関する規則に従って用具を身につけていなければならない。
- b) 各選手はそのクライミング・ハーネスに、クライミング・ロープを、それ自体が安全な結び方と保証されている¹¹⁾8 の字結びを用いて結ばねばならない。
- c) 選手が登り始める前に(コール・ゾーン内が望ましい)、プレイヤーは選手が規則にしたがって用具を装着しているか、ロープが選手のハーネスに上記の 4.4.3b) に従ってしっかりと結ばれているか、ハーネスは正しく装着されているかをチェックしなければならない。

⁶⁾これは、いっさいのオブザベーションを認めないと言うのではなく、各選手のクライミングタイムにオブザベーション時間を含ませることができるという意味である。

⁷⁾原文では“first holds”と複数である。

⁸⁾選手をアイソレーションに戻す際に、運営スタッフは選手に触れてはならない。何らかの抗議の対象となる可能性があるからだ。特に男性のスタッフが女性に対する場合は、セクシュアル・ハラスメントとして捉えられかねない。従って、しつこい選手に対しては、ジャッジがイエロー・カードをちらつかせるのだそうである。

⁹⁾2002 年よりこの記述が加わった。もともとスピードではロープを素早くたぐる必要があるため、2 名でロープを操作していたが、リードの場合でも 1 名が補助が入ることによって、不用意なロープロックや操作ミスによる事故を防ぐということだろうと思われる。

¹⁰⁾原文は“the edge of an overlapping section”。最近のワールドカップの壁の写真を見ると、一つの壁に手前に別の壁の上部が張り出しているものがある。その張り出した部分のエッジということだろうか

¹¹⁾原文は“which itself is secured with a safety knot”。

- d)選手とともにルートの開始地点に行く前に、プレイヤーはロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるかを確認しなければならない。
- e)ICC ジャッジはチーフ・ルートセッターとの協議の上で、選手が下部を登る間、より安全性を確保するために、ルートの出だしで補助(スポット)をおこなうかどうかを決定しなければならない。

4.4.4 プレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかなばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、ICC ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される¹²⁾。

4.4.5 ロープを最後の確保支点(クイックドロ)に通した後、または墜落した後、選手は地面へロワーダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

4.4.6 選手がロープをハーネスからほどいている間、プレイヤーは可能な限りすばやく、かつクイックドロが不用意に乱されないように¹³⁾ロープを引き抜かねばならない。プレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーンから退去させねばならない。

4.5 クライミング中の規定

4.5.1 各ルートにはあらかじめ競技時間が定められる。この時間は、次の4.5.2.に定めるルートの基部での最終準備の時間40秒を含む。

4.5.2 選手がクライミング・ウォールの基部の競技ゾーンに入る時点で、ICC ジャッジは選手の競技時間の計時を開始(またはその指示を)しなければならない。各選手は、アテンプト開始前に40秒間の猶予が認められる。選手がこの40秒が終わってもアテンプトを開始しない場合、すみやかに競技開始するよう指示される。この40秒間の最終オプゼーションは、競技時間全体の一部である。それ以上の遅滞はセクション11に照らして制裁の対象となる。

4.5.3 各選手は、両足が地面から離れることをもってアテンプト開始と見なされる。

4.5.4 選手はそのアテンプト中随時、ICC ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、ICC ジャッジは選手に対して、すみやかに残り時間を伝える——あるいは伝えるように指示¹⁴⁾しなければならない。ICC ジャッジはまた、残り時間60秒の時点で、その旨を選手に伝える、もしくはその指示を出さなければならない。競技時間が終了したら、ICC ジャッジは選手に競技中止¹⁵⁾を指示しなければならない。選手がICC ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合セクション11に照らして制裁の対象となる。

4.5.5 ルート上でのアテンプト中:

- a)選手は、クイック・ドロのカラビナに順番にクリップしなければならない。選手はレジティメイト・ポジションでクイックドロにクリップしなければならない。同様に身体の全てがルートのライン上のクイックドロの下側のカラビナを越えないか、またはルートのラインに沿って戻ることなくクイックドロに

¹²⁾ICC ジャッジには、テクニカル・インシデントを発見したら、それに対処する義務がある。例え選手が気づいていなくとも、である。ここで難しいのは、特に些細なものである場合、選手に声をかけることでそれ自身が、選手の集中を乱すものとしてテクニカル・インシデントになりかねない点だ。

¹³⁾原文は”without unduly disturbing the quick-draws”。クイックドロのハンガー側のマイロン・ラビッドが回転したり、クリップ側のカラビナが何かに引っかかったりすると、テクニカル・インシデント(P.20 参照)と見なされる。

¹⁴⁾無論、タイムキーパーに対する指示。

¹⁵⁾原文は”stop”である。選手がレジティメイト・ポジションからはずれば全て”stop”の対象である。また一部”terminate”を使っているところもある。ジャッジが”stop”をかける行為を、そう呼ぶようだ。またテクニカル・インシデントによる中断は”cease”と表現しているようである。

クリップできなければならない。「戻る」とは当初の位置から移動する際に、手が両方とも当初のホールドから離れることを意味する。¹⁶⁾

この基準に対するいかなる違反の場合も、選手はアテンプトを終了させられ、次の 4.7 の規定に従って高度計測がおこなわれる。選手が ICC ジャッジによるアテンプト終了の指示に従わない場合、セクション 11 に照らして制裁の対象となる。

- b) 例えば安全上などの特別な状況がある時、ジュリー・プレジデントは上の 4.5.5.a) を修正適用し、特定のクイックドローについて、特定のホールドかその手前からクリップするように定めることができる。これについては、選手に対してアイソレーションゾーンで告知し、そのホールドとクイックドローは明瞭にマーキングされ、オブザベーション中に指示されねばならない¹⁷⁾。
- c) 上の 4.5.5.a) に従い選手がロープをカラビナにクリップする際に、何らかの誤りがあった場合 (Z クリップなど) 選手は (必要があればクライムダウンして) 下のカラビナのクリップの解除と再クリップをすることができる。最終的に全ての確保支点にクリップされていなければならない¹⁸⁾。

ICC ジャッジはそれ以上の進行が安全上問題があると判断した場合、アテンプトを終了させ最高 (最遠) 到達距離を計測しなければならない。

4.5.6 ルート上のホールドは ICC ジャッジが、チーフ・ルートセッターと協議の上、競技会の各ラウンドの開始前に決定した回数と方法で、クリーニングされねばならない。クリーニングの回数は、ルートのオブザベーションに先立つテクニカル・ミーティングの間に選手に伝達し、アイソレーションゾーンに掲示される競技順リストに示さねばならない。

4.6 テクニカル・インシデント

4.6.1 リード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) クイック・ドローのカラビナが正しい位置にない。
- c) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

4.6.2 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落を引き起こしたと申し立てた場合、選手は直ちに別に設けられたアイソレーション・ゾーンへ¹⁹⁾移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで待たねばならない。

4.6.3 テクニカル・インシデントをこうむった選手は、ウォームアップ設備を利用できる、別に設けられたアイソレーション・ゾーンでの回復期間を認められ、その間 ICC または主催者役員以外の何者とも接触できない。

選手の次のアテンプトまでの回復期間の最大は、テクニカル・インシデントまでに使用したハンドホールドあたりおおよそ 2 分をあてるものとする。当該選手は、最低でも 20 分の回復期間が与えられる。ICC ジャッジ

¹⁶⁾ この規定は、単にうっかり登りすぎた場合だけでなく、ルーフやトラバースの場合で、通り過ぎてからの方がクリップが容易なセクションの処理も含んでいる。一般にルーフやトラバースでは手が届く限りどこからクリップしても OK である。ただし、一度クリップできないところまで進んでしまったら、戻ってクリップする事は認められずその時点でストップになる。

¹⁷⁾ 04 年にホールドへのマーキングが、05 年にクイックドローへのマーキングが言及されるようになった。

¹⁸⁾ Z クリップの場合、先に下のカラビナのロープをはずせ、ということである。そして、これは規則上決まっていることではないが、クイック・ドロ-の間隔が近く、2 本のクイック・ドロ-に同時にクリップできるポジションがある場合、先に上のカラビナにクリップしてしまったとしても、ムーブを起こさず、すぐに下のカラビナにクリップすればジャッジは目をつぶる。これは積極的にそうして良いというのではない。あくまで基本は「順番にクリップ」である。従って、クライムダウンをして下のカラビナにクリップしたら x である。これは、そう言う中途半端な位置にクイックドロ-があることに問題があるということだ。

なお、Z クリップに対してジャッジは注意をうながしてもよい。ただしこれは義務ではない。Z クリップを指摘しなかったことで、ジャッジに対する抗議を行うことはできない。

¹⁹⁾ "a separate isolation zone"

は、選手の最大限度内での回復期間の要求にもとづき、選手の次のアテンプトの時間を確保する。全ての関係する選手²⁰⁾は、再アテンプトの時間について告知されねばならない再アテンプト終了後、選手はその許されたアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される²¹⁾。

競技会の最終ラウンドでは、回復期間は最終選手がそのアテンプトを終えてから 20 分を越えてはならない²²⁾。

競技会のいずれのラウンドであれ、再アテンプトが最後の選手の後に行われる場合、テクニカル・インシデントを被った選手がすでにそのラウンドで 1 位となっているのであれば、その選手の再アテンプトは認められない²³⁾。

4. 6. 4 再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される²⁴⁾。

4. 7 高度計測

4. 7. 1 後の 4.10 の規定に基づき、墜落や ICC ジャッジの指示によって選手がクライミングを中止したら、チーフ・ルートセッターによって規定されたルートライン上の保持またはタッチされた最高遠点のホールドで選手の成績が決定される。

4. 7. 2 各ホールドはチーフ・ルートセッターによって、競技会のラウンド開始前に指定され、ルート・ジャッジが判定に使用するルート図²⁵⁾に記入されたもの、または競技会のラウンド中に選手によって有効に使用されたものである。

選手がホールド（チーフ・ルートセッターが特定したもの）のないポイントにタッチしても、そのポイントは選手の成績決定には考慮されない²⁶⁾。

手で使用したホールドだけが計測の対象となる²⁷⁾

ホールドの、クライミングに使用可能な部分だけが選手の成績を測定する際に考慮される²⁸⁾。

4. 7. 3 ICC ジャッジの決定により保持されたと見なされたホールドは、タッチしただけのホールドより上位と見なされる。

- a) 保持されたホールドの高度には末尾符号 (suffix) をつけない。
- b) タッチされたホールドの高度にはマイナス (-) の末尾符号をつける。

²⁰⁾再アテンプトをおこなう選手だけでなく、アイソレーション・ゾーン/コール・ゾーンにいる多くの選手が、その影響を受ける可能性がある

²¹⁾テクニカル・インシデントが起こったアテンプトのリザルトと再アテンプトのリザルトの内、上位の方が記録として残る。

²²⁾この既定は、2004 年度に大きく改訂された。従来は、最大で 20 分だったので、選手に有利なものに変わった、と言ってよいだろう。

²³⁾従来も、こうした場合に登り直しをしていたわけではないようだ。古いところでは既に'93 年の第 5 戦 (ニュールンベルグ) の女子セミアファイナルで、ロビン・アーベスフィールドのアテンプト中にホールドが回転したが、他選手の記録を上回っていたので登り直しをしなかったと言う事例がある (『岩と雪』162 号)。これまでの慣例を明文化したということだろう。

²⁴⁾テクニカル・インシデントが起こったアテンプトのリザルトと再アテンプトのリザルトの内、上位の方が記録として残る。

²⁵⁾原文は "the route sketch"。これは当然 TOPO のことで、用語の不統一が出てしまっている。

²⁶⁾TOPO にないホールドは、保持すればカウントするが、タッチは認めないと言うことである。そのために、ルートセッターはあらゆるムーブの可能性を検討しなければならない。その上で、壁の中で指定したホールド以外の使用できる可能性のあるポイント全てを排除した形でルートを作るか、あるいは有効に使用できる可能性のあるホールドは、全て TOPO に記入しておく必要がある。そうでないと混乱の原因になることがありうる。

²⁷⁾これが'99 年版での最大の変更点だろう。それまでは、トウ・フックやヒール・フックでもそれが手で保持しているホールドより上であれば保持と認めて計測の対象としていた。だが、それでは、ムーブとしては行き詰まっているにも関わらず、リザルトは上位になるというケースが出てくるため、それに対処するための変更である。なお、ルーフ出口でのヒール・フックなどはプラスとして扱う。逆にいうと、こうしたポイントでは、ヒール・フックを決めるか、あるいはそれに匹敵する有効なムーブをしない限り、プラスと認められない場合がありうるようになったということでもある。

²⁸⁾ポリウムのあるホールドなどで、保持不能な部分へのタッチは認められない。

c)保持され、そこからルート上を前進するための動作を起こしたホールドの高度にはプラス(+)の末尾符号をつける。²⁹⁾

選手のその明らかに差違のあるパフォーマンスを、可能な限り区別するための各ホールドへのタッチとホールドの、またホールドと”+”の区別の境界線の決定は、ICC ジャッジの裁量による³⁰⁾。

4. 8 ラウンド終了後の順位

4. 8. 1 各ラウンド終了後、4.7.3. に規定のある計測結果に基づいて、選手の順位が決定される。

4. 8. 2 複数の選手が同じリザルトで並んだ場合、差をつけるために先立つラウンドのリザルトを考慮するカウントバックが用いられる。それでなお順位なら、順次、より前のラウンドにカウントバックを適用していく。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なるルートで競技している、先立つラウンドには適用されない。³¹⁾

4. 8. 3 アフターワークによって決勝を行う競技会の主催者は 4.8.2. の規定を保留し、ファイナル・ラウンド終了後の順位決定にカウントバックを使用しないことができる。この決定は ICC から配布されたインフォメーションに含まれねばならない。同様、主催者はいかなる形式であれ、スーパーファイナル³²⁾ の成績決定にはカウントバックを適用する意向を表明しなければならない³³⁾。

4. 8. 4 競技会の予選で、選手が 2 つ以上の異なる同難度のルートに振り分けられねばならないとき、以降のラウンドに勝ち残れなかった選手の最終順位は、各ルートを合わせた順位に基づき決定される³⁴⁾。

4. 8. 5 もし競技会のファイナル・ラウンド終了後、カウントバックを適用しても、あるいは 4.8.3. の規定にあるような場合に、1 位に同着がある時、スーパーファイナルがおこなわれる。もしスーパーファイナルでも同着があるときは、引き分けとし競技会を終了する。

²⁹⁾ここには記されていないが、マイナス、プラスの判定はここ数年厳しくなっている。前述のように、大きなホールドなど、保持できるポイントが明確な場合は、保持できないポイントをタッチしてもカウントしない。またアンダークリングでしか使えないホールドでは、逆手でホールドの内側をタッチしないと認められない。場合によっては、ショートカットしてタッチしても、フォアランナーがそのムーブではタッチできて保持できないと認定すれば、マイナスは認められない。またプラスも、ランジではアクシスに従った方向へ跳ばないと認められない、といったことがあげられる。

³⁰⁾”It is at the ICC Judge’s discretion to set the limit between ‘touched’ and ‘held’, and between ‘held’ and ‘+’ for each hold in order to separate competitors with markedly different performance to the extent possible.”。選手の差違の表現として、タッチ(-)とホールドとプラスしかない。これは現実のジャッジをしてみれば分かるように、選手のパフォーマンスの差違を表現するには少なすぎる。だがこれをあまり細分化しても混乱するだけだろう。その中で、選手の差違のどこを境界にするのが望ましいかを判断するのがジャッジの仕事である。それは時に運営上の都合による場合もある。例を挙げれば、あるホールドについて、ある選手 A は単純にたたいただけ、選手 B は一瞬とまったかに見えたがすぐにフォール、選手 C は確実に保持という場合、もし選手 A の順位と選手 B の順位の間クォータがあった場合は、選手 B をホールドとする見なすことが可能である。だが、もし選手 B と選手 C の間クォータだったら、選手 B をタッチとすることがありうる。

³¹⁾原文は”The countback procedure shall not be applied to an earlier round in the case where the tied competitors have competed on different routes in that round.”

2004 年度の地味だが重要な変更である。従来、異なるルートで実施したラウンドへは一切、カウントバックを適用していなかったが、同着の選手が異なるルートを登っている場合のみが適用外となる。つまり、同着の選手が同じルートを登っている場合は、カウントバックを適用する、と言うことである。

³²⁾原文は”any superfinal”

³³⁾とりあえず、なるべく原文に忠実に直訳したが、要するに「アフターワークで決勝をおこなった場合、同着が出てカウントバックせずにスーパーファイナルを行うことができる。ただし、その場合、事前に主催者がそれを決定し ICC から配布されるその競技会に関するインフォメーションに、その旨が示されていなければならない、またスーパーファイナルでは、(アフターワークであれオンサイトであれ)カウントバックが適用されることも明確にしなければならない。」ということのようだ。

³⁴⁾この説明だけで具体的な作業を思い描くのは不可能だろうと思う。予選を A、B の 2 ルートで競技したとして、A ルート、B ルートそれぞれで同じ順位になった選手の最終順位が同じになるようにするのが、具体例をあげて説明しよう。

予選で A、B 各ルートにそれぞれ 30 名参加して、各ルートから上位 13 名ずつが後のラウンドに進んだとする。各ルートの予選に通れなかった選手は 17 名ずつ 34 名。この中で一番順位が上の選手は A ルート、B ルートとも 14 位になる。この 14 位の選手の総合順位はともに、セミ・ファイナル進出者の人数 + 1 で 27 位になる。以下、15 位は総合 29 位、16 位は総合 31 位となる。

片方のルートに同順位が複数いた場合-例えば、17 位が A ルートに 2 名、B ルートに 1 名いた場合は、この 3 人は総合 33 位になる。この次の総合順位は 36 位だが、これは B ルートの 18 位に割り当てられる。こういった作業を延々とやって行くわけである。

無論、通常はコンピュータで計算するが、選手登録後に突然競技できなくなる選手がいて、2 ルートの人数差が 2 名以上になると手で補正しなければならない。

4.9 各ラウンドの定員

4.9.1 4.9は先の5.5を併せて参照のこと。順位付けの処理は4.9が適用される前に終了していなければならない。

4.9.2 前のラウンドでルートを完登した選手で定員を埋められない場合、定員枠の残りはそれに次ぐ上位の選手で埋められる。

4.9.3 セミ・ファイナルとファイナルの進出枠はそれぞれ26名と8名³⁵⁾とする。

4.9.4 セミ・ファイナルとファイナルの進出枠を、カウントバックを適用後も同着があるために超過してしまう場合、多い方の人数の選手が競技会の次のラウンドへ進むものとする³⁶⁾。

4.9.5 予選ラウンドが2グループで行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

4.10 アテンプトの終了

4.10.1 前記の4.1.5を満たすとき、その選手は完登したものと認められる。

4.10.2 選手は以下の場合、完登と認められない。

- a) 墜落した。
- b) 競技時間を越えた。
- c) 壁の触れることが制限されている部分³⁷⁾の表面に触れた。
- d) 壁のいかなる部分にせよ、登るための使用が制限されているホールドやはりぼて³⁸⁾を登るために使用した。
- e) クライミング・ウォールにあげられているボルト・オン・ホールド取り付け用の穴を手で使用した。
- f) 登る壁の左右または上端のエッジを使用した。
- g) ボルト、ハンガー、クイックドローを登るための使用した³⁹⁾。
- h) クイック・ドローへの規則に従ったクリップをおこなわなかった。
- i) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- j) 何らかの人工登攀を行った。

4.10.3 4.10.2のb)~i)に関する違反行為があった場合、ICCジャッジはクライマーに登るのを止めるよう指示し、その違反が発生するまでの最高点が計測されなければならない。

クライマーまたはチームマネージャーはこの決定に対し直ちに抗議することができる。抗議が行われた場合、選手は別に設けられたアイソレーション・ゾーンに隔離される。抗議はセクション12に規定される手続きに従って行われねばならず、条件の許す限り早く審判団は判断を下さねばならない⁴⁰⁾。抗議が認められれば、選手は再アテンプトをすることができる。選手は4.6.3のテクニカル・インシデントを被った選手のための規定に

³⁵⁾以前は男女でこの数字に差があったが、現在は同数である。

³⁶⁾要は全員通過である。これまでは、人数によって、切れるポイントの上をとるか下を取るかが変わってきたり(これをフローティングクォータと呼んだ)、場合によっては下で切っても良かったりと、色々変わってきていたが、05年改訂ですっきりと単純化された。原文は"this higher number of competitors shall qualify for the next round of the competition"。"higher"と言う表現は、フローティング・クォータがあった時の文言が残っているため。

³⁷⁾赤でマーク

³⁸⁾赤以外の色、できれば黒でマーク

³⁹⁾後の2つは以前から使用禁止だったが、05年改訂でボルトまで使用禁止になった。選手は要注意である。

⁴⁰⁾原文は"shall be acted upon as early as circumstances allow by the appeals jury"。最後の"the appeals jury"は、抗議を担当する(した)審判団の意味か?"appeals"は不要と思うが.....

準じた条件の休憩が認められる。再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される。

4. 11 ビデオ記録の使用

4. 11. 1 ICC ジャッジが、成績決定前に選手のアテンプトのビデオ記録の検討が適切と考える場合、ICC ジャッジは規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、選手は ICC ジャッジからそのラウンドの順位はラウンドの終了後のビデオ記録の検査の後の確認の対象となる旨を告げられねばならない⁴¹⁾。

4. 11. 2 公式ビデオ記録はジャッジによって、高度計測での”ホールド/タッチ”と、各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。

⁴¹⁾ やや婉曲な書き方だが、要するに選手からの抗議にともなう手続きをシンプルにするとともに、ミスジャッジの可能性を極力排除するための規定である。

選手のアテンプトにストップをかけた場合、当然選手からの即時の抗議が予想される。仮に判定が謝っていた場合、これは重大なテクニカル・インシデントとなり、競技の進行を大幅に遅らせることになる。ラウンド終了後のビデオ確認を待っての判断であれば、ミスジャッジの可能性は低くなるし、選手の抗議も時間的に一本化されて対応しやすい。何より、テクニカル・インシデントだけは起こる心配がない。一般に、選手の行為が 100%絶対でない限り、選手のアテンプトを止めてはならない。とりあえず競技を進行させ、ビデオを確認した上で判断する。そのかわり、アテンプト終了時に選手にその旨を通告しておくということである。

5. ボルダリング

5.1 イントロダクション

この規則はセクション 3 の一般規則を併せて参照すること。

5.2 一般規則

5.2.1 ボルダリング競技はプロブレムと呼ばれる一連の短いルートから構成される。全てのプロブレムはロープなしで登られねばならない。各プロブレムのハンドホールドの数は最大 12 個、一つのラウンドの各プロブレムのハンドホールド数の平均は 4 個から 8 個とすべきである。

5.2.2 全てのプロブレムは着地用マットで安全確保されねばならない。主催者の用意したマットの配置、及び利用できるマットに合わせてプロブレムの数と性格を決定する¹⁾のは、チーフ・ルートセッターの責任である。もしマットを結合するときは、隙間は選手がその隙間に落ちることがないように、覆わなければならない。

5.2.3 ボルダリング競技は、予選²⁾とファイナルラウンドと言う 2 つのラウンドから構成される。

やむを得ない場合、一つのラウンドを省略することができる。もしファイナルラウンドを省略する場合は、予選ラウンドの成績が最終成績として扱われる。³⁾

5.2.4 予選ラウンドのプロブレム数は、最低 4、最大 8 する。

ファイナルラウンドの最少プロブレム数は 6 とする。

やむを得ない場合、プロブレム数をジューリ・プレジデントの判断で減じることができる。

5.2.5 安全上、プロブレムはクライマーの体の最も下の部位が着地マットから 3m 以上にならないように設定されるものとする。

5.2.6 安全上、下方向へのジャンプは設定してはならない。

5.2.7 各プロブレム担当の審判員はジャッジ 1 名とアシスタント 1 名とする。ジャッジは国内ジャッジでなければならない⁴⁾。

5.2.8 各プロブレムにはあらかじめ設定された、そこからアテンプトを開始するスターティング・ポジションがなければならない。それは少なくとも二つの定められマーキングされた両手の位置と、定められマーキングされた片足または両足の位置を含めることができる。これらのスターティング・ポジションは、はっきりとマーキングされなければならず、このマーキングは全てのプロブレムで統一しなければならない。これらの色は、ボーナス・ホールドや 3.2.2 で定めた使用限定を表す色とは異なるものでなければならない。チーフ・ルートセッターの判断で、スターティングホールドに左右の別を示すことができる。

¹⁾原文は”adjust the number and character of the problems to the mats available.”。多分こういう意味だと思う。プロブレムが用意されたマットに制約されると言うことは考えられるのではないかと思う。

²⁾原文は”qualification”

³⁾何とも妙な内容だが、原文もこの通り。”In the case of unforeseen events, one of the rounds may be cancelled. If the final round is cancelled, then the results of the qualification round shall count as the final ranking.”

⁴⁾直訳ではこのとおりだが、無論「国内」以上の「ジャッジ資格保有者」の意味と思われる。

5.2.9 一つのボーナス・ポイント⁵⁾が、プロブレム中の特定のホールドの保持によって認定される。このホールドの設定はそのプロブレムのルートセッターの判断による。このホールドは、はっきりとマーキングされねばならず、このマーキングは全てのプロブレムで統一しなければならない。使用される色はスターティング及び終了ホールドそして3.2.2で定めた使用限定を表す色に使われるものとは異なるものでなければならない。またボーナスポイントは、クライマーがそのホールドを使わずに完登した場合も与えられる。

5.2.10 最終ホールドはスターティング・ホールドと同色を使ってはっきりとマーキングされねばならない。また場合によっては、プロブレムの上に立ち上がることで、プロブレムの完登とすることができる。

5.2.11 5.2.8、5.2.9、5.2.10で使われるマーキングは、競技会全体を通して統一しなければならない。また凡例をアイソレーション・ゾーンの練習課題に設定しておかなければならない。

5.2.12 観客のために、全てのプロブレムは壇上に設置しなければならない。少なくとも各ラウンドの最後の4プロブレムは、競技場内のどこからでも見えるように並べなければならない。⁶⁾

5.3 オブザベーション

5.3.1 各プロブレムに割り当てられた競技時間は、オブザベーションも含めたものであり、競技前のオブザベーションはおこなわない。⁷⁾

5.3.2 選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン内でおこなわなければならない。クライミング・ウォールに登ること⁸⁾や、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手は、いかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問はジュリー・プレジデント、ICC ジャッジ、そのプロブレム担当のルートジャッジとアシスタントに対してのみ認められる。スターティングホールド以外のホールドや、いかなる部分にせよ壁に触れること(ホールドにチョークを付けたり、ティックマーク⁹⁾を付け加えることも含め)は、そのプロブレムのアテンプト1回としてカウントされる¹⁰⁾。

5.4 競技中

5.4.1 競技会の各ラウンドにおいて、複数のプロブレムに登らねばならない。それぞれのプロブレムを終えた後、クライマーは割り当てられたローテーション・ピリオドと呼ばれる競技時間¹¹⁾と同じだけの休憩時間が与えられる。ジュリー・プレジデントはラウンド開始前に各ラウンドで使用するプロブレムの数と順番を公表しなければならない。各プロブレムには、クライマーがそこからプロブレムを見ることができ、また安全マットをその範囲に含む明確に示されたエリアを含まなければ¹²⁾ならない。

5.4.2 各プロブレムには、あらかじめ決められたローテーション・タイムが割り当てられ、その中で選手は何回でもアテンプトすることができる。各プロブレムに与えられる時間は該当ラウンドの全てのプロブレムで

⁵⁾”One bonus point”と、一つであることを強調した表現になっている。またボーナスポイントは、’99年版ではゾーン・ポイントと呼んでいた

⁶⁾2003年に加わった規定。

⁷⁾原文は”No separate observation period is allowed as the observation period is part of the allocated time for the problem-routes.”。意味がとりにくいが、こうとしか読めないと思う。ボルダリング競技では、アテンプト以外の地上にいる期間は、全てオブザベーションということなのだろう。

⁸⁾厳密に言えば、登ればアテンプトを1回行ったものとしてカウントされる、ということだろう。

⁹⁾ルートセッターが、オブザベーション時にはわかりにくいホールドの有効な場所を明示したり、ルーフ上の見えないホールドの位置を示すためにルーフ下に付けたりするチョークによるマーキングのこと。

¹⁰⁾従来、これはイエローカードの対象だったが、05年に変更された。この変更で、これらの行為を戦略的に行うことが可能となったわけである。

¹¹⁾原文は”problem time, called rotation period”。6.4.2にはローテーション・タイムとある。このあたりの用語の不統一は何となくしてもらいたいところである。

¹²⁾原文は”Each problem include...”なのでこう訳したが、プロブレムがエリアを include するというのはどう考えてもおかしい。

同じである。許された時間はジューリ・プレジデントによって公表され、それは4分から8分でなければならない。またファイナルラウンドにおいては、割り当て時間は6分間とする。

5.4.3 各競技時間の始め(と終わり)は大きく明瞭な合図で報されねばならない。この合図で登っているクライマーは休憩エリアに入らねばならない。このエリアからは他のプロブレムが観察されてはならない。休憩時間の終わったクライマーは、次のプロブレムに移動しなければならない。

5.4.4 プロブレムに対するアテンプトは、選手の体の全てが地面から離れることで開始と見なされる。

5.4.5 残り時間が1分になった時、明瞭な合図でそれが報されねばならない。

5.4.6 全てのホールドはプロブレム・ジャッジまたはアシスタントにより、選手がそのプロブレムの最初のアテンプト開始前にクリーニングされねばならない。また選手は、いずれのアテンプト開始前でもホールドのクリーニングを要求することができる。選手は地面から届くところのホールドをブラシまたはそのほかの道具類でクリーニングすることができる。使用できるブラシまたはその他の道具類は、主催者が用意したものに限られ、全てのプロブレムに用意されていないといけない。

5.4.7 チョーク以外の物質¹³⁾は、ジューリ・プレジデントが認めた場合に限りの使用できる。

5.5 アテンプトの終了

5.5.1 アテンプトは、最終ホールドを両手で保持し、プロブレム・ジャッジが「OK」といった時、完登とみなされる。

5.5.2 アテンプトは、地面に戻った時、あるいはローテーション・タイムが終わったときに終了となる。

5.5.3 選手が3.2.2の規定にある使用限定部に接触/使用¹⁴⁾した時、中止となる¹⁵⁾。

5.6 テクニカル・インシデント

5.6.1 ボルダリング競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a)ホールドの破損または緩み。
- b)その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

5.6.2 確認されたテクニカル・インシデントがホールドの破損や緩みによるもので、当該ローテーション・ピリオドの終わる前に修復された場合、巻き込まれたクライマーはそのアテンプトを継続する機会を与えられる。もしクライマーが継続を望めば、テクニカル・インシデントは終了し、以後、それ以上の申し立ては認められない。クライマーが、その当該ローテーション・ピリオド内での継続を選ばない場合、クライマーはそのアテンプトをラウンド終了後に継続しておこなうことになる。この場合、ジューリ・プレジデントは、その選手が、そのアテンプトを継続するのに認められる時間を決定する。選手は2分を最低として、インシデントが生じた時の残り時間が認められる。

¹³⁾例えば、ポフと呼ばれる松脂の粉末など。野球で投手が用いるロージン(“rosin”)も松脂の粉末だ。日本では一般的ではないが、フランスのフォンテーヌブローなどでは古くから使用されてきた。直接ホールドにはたいて使うという。ブローでは、チョークは岩が汚れてシークエンスが分かってしまうという理由でポフを使っている。だが逆に、ホールドにこびりついた場合、チョークよりも落としにくいいため、最近はチョークに変わって来ているようだ。液体チョークでも若干の松脂を含んでいるものが多い。

¹⁴⁾原文は“trespass”。

¹⁵⁾中止になるのはそのアテンプトであって、残りのローテーション・タイム中に、さらにアテンプトを行うことはできる。

5.6.3 修復が、ローテーション・タイムの終わる前に完了しなかった時、ローテーション・タイム終了の合図の時点で、そのラウンドはインシデントを被った選手、及びそれ以前のプロブレムにいた全ての選手について停止される。それ以外の全ての選手はラウンドを継続する。修復後、インシデントの被害者の選手は、ローテーション・タイムの中で、2分間を最低として¹⁶⁾、インシデント発生時の残り時間を保証される。この後、全クライマーに対する合図をもって競技会は再開される。

5.6.4 テクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手の、テクニカル・インシデントが発生したアテンプトの後の、その同じプロブレムにおける最初のアテンプトは、そのアテンプト¹⁷⁾の継続と見なされる¹⁸⁾。

5.7 各ラウンド後の順位

5.7.1 競技会の各ラウンド後、選手は以下の基準¹⁹⁾で順位付けされる。²⁰⁾

- a) 完登したプロブレム数。
- b) 完登までのアテンプト数の合計。
- c) ボーナス・ポイントの数。
- d) ボーナス・ポイントに到達するまでのアテンプト数の合計。²¹⁾

5.7.2 同着がある場合、順次先行するラウンドにさかのぼって、カウントバックを適用する。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なるグループで競技している、先立つラウンドには適用されない。

5.7.3 カウントバックを適用後もファイナル・ラウンドで第1位に同着がある時、一つのプロブレムでスーパーファイナルをおこなう。それぞれの同着の選手はファイナルと同じ順番で、ただ1回のアテンプトのみおこなう。競技時間は、ルートセッターとの協議によりあらかじめ設定され、アテンプトは40秒が経過する前に始められなければならない。各選手の競技結果は、リード競技規則の4.7.1、4.7.2、4.7.3にしたがって判定される。そのアテンプト後、選手は順位付けされる。複数が完登した場合、引き分けとなり最終順位が公表される。完登がなく1位に同着があった場合、1位のクライマーは同じ手続きに従い、決着がつくまで最大6回のアテンプトをおこなう。6回のアテンプトの後、同着があった場合は引き分けとなる。

5.8 各ラウンドの定員

5.8.1 5.8は5.7節を併せて参照のこと。順位付けは5.8節が適用される前に終了していなければならない。

5.8.2 競技会の先行するラウンドでプロブレムを完登したクライマーが不足のときは、定員の残りはそれに次ぐ上位の選手で埋める。

5.8.3 ファイナルラウンドの定員は12名とする。カウントバック適用後も予選ラウンドの順位に同着があるために、ファイナルラウンドの定員を超過した場合、多い方の人数の選手ファイナルラウンドに進む。

¹⁶⁾残り時間が2分を切っていた場合は、2分が与えられる。

¹⁷⁾テクニカル・インシデントで中断されたアテンプト。

¹⁸⁾ボルダリング競技の場合、完登もしくは、ボーナス・ポイントに達するまでのアテンプト数が少ない方が上位になる。従って、テクニカル・インシデントで中断されたアテンプトと、再開後のアテンプトをともに1回にカウントしたら、その選手は不利になってしまう。そうならないために、例えば、テクニカル・インシデントが2アテンプト目で発生し、再開後の最初のアテンプトで完登した場合、完登までのアテンプト数は2回とカウントするということである。

¹⁹⁾”criteria”

²⁰⁾理想的には、各プロブレムについて1/3がボーナス・ポイントの下、1/3がボーナス・ポイントまで、1/3が完登となる設定がベストとのことである。

²¹⁾したがって、ジャッジ・ペーパーには、完登までと、ボーナス・ポイントの通過/保持までに要したそれぞれのアテンプト数が記入される。

5.8.4 予選ラウンドが2グループで行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

5.9 抗議手続きとビデオ記録の使用

5.9.1 公式決定に対するいかなる抗議もセクション 12 に規定される ICC の申告手続きに従っておこなわれなければならない。選手のアテンプトの公式ビデオ記録がある場合、これらの記録は抗議担当ジャッジが公式抗議を判定するのに使用される。

6. スピード

6.1 イントロダクション

6.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

6.2 ルート

6.2.1 スピード競技会は、通常予選ラウンドとファイナル・ラウンドからなる。

6.2.2 スピード競技会は、以下のいずれかで行われる：

- a) 同じ長さで、類似した形状¹⁾と難度の2本のルート(フォーマットA)
- b) それぞれ異なる長さ、形状、構成、難度の4本の並置されたルート(フォーマットB)

6.2.3 推奨されるルートの高さは、12~20m以内、前傾度は張り出し5m以内。ルートがルーフを含む場合、張り出しは1m以内が望ましい。

6.3 安全性

6.3.1 全てのルートは、下方から操作されたトップロープで安全確保されて登られなければならない。使用するロープは、UIAA公認のシングルロープとする。

6.3.2 トップロープは、二つの独立した支点²⁾を通さなければならない。それぞれはスリングと製造者の支持に従って閉じられたマイロン・ラピッドで支点到確保された1枚の安全環付カラビナからなる。

6.3.3 最後の確保支点は、計時装置またはルートの終了シグナルのスイッチより上になければならない

6.3.4 確保支点が、選手のアテンプト中、その補助や妨害になったり、また危険をもたらすようなことがあってはならない。

6.3.5 クライミングロープは各選手のハーネスに次のいずれかによって結束される。

- a) 認められた結び方で(直接)結ぶ。
- b) あらかじめ認められた結び方で結んだロープを、横向き加重やゲートからはずれる可能性を最小限にしたタイプの安全環付きカラビナ³⁾または二つの安全環付きカラビナを互い違いに使ったもので、ハーネスに取り付ける。

6.3.6 各ロープは2名のプレイヤーによって操作されねばならない⁴⁾。プレイヤーは壁の基部の、クライミング中に発生しうる、ホールドやその他の器具の落下による事故を未然に避けられる場所に位置しなければならない。

プレイヤーは選手が登っている間、選手の進行状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

- a) ロープをむやみにタイトにしたり緩めたりして、選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 全ての墜落は安全に停止させねばならない。
- c) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。

¹⁾原文は"similar profile"なので、壁の側面から見た形状を指すものと思う。

²⁾原文は"separate protection points"。

³⁾カラビナのデザインのことを言っているようだが、具体的にどのようなものかは不明。

⁴⁾1名が確保器具をつけて普通に確保し、もう1名はひたすら選手の動きに遅れぬようにロープをたぐる。

d) 墜落を止める時、壁が重なった部分のエッジや、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても、選手が負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

6.3.7 完登後または墜落した後、選手は地面へロワーダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

6.3.8 全ての不要な用具類(カラビナ、クィック・ドロウ、ハンガーなど)はルート上から取り除かれていなければならない。

6.3.9 ルートは選手がお互いに、妨害したり、過度に気をとられたりすることのないように設定されなければならない。もしルートのアクシスが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない⁵⁾

6.4 ルート・タイムの計時

6.4.1 クライミング・タイムは機械的電氣的、または手動のいずれかで計時される。

6.4.2 機械的電氣的計時を利用する場合、計時システムの制御スイッチは0.01秒の精度を持たねばならない。この計時システムがアテンプト中にうまく作動しない場合、そのヒートの両方のあるいは全ての選手からのテクニカル・インシデント申し立ての対象となる。手動による計時結果はこの場合、成績決定に使用してはならない⁶⁾。

6.4.3 手動計時を利用する場合、各ルートはスイッチで操作される赤いインジケータ・ランプと、可能な音響信号を備えねばならない。各ルートはジャッジと、それぞれがストップ・ウォッチを操作する2人のアシスタントによって計時される。アテンプトをおこなうそれぞれの選手の完登時間は、計時エラーを排除するために、2台のストップウォッチの記録の相加平均をとってICCジャッジにより記録される⁷⁾。

6.5 ルートの完登

6.5.1 選手が規則に従って登り、計時スイッチをその手で叩いたとき完登と見なされる。

6.5.2 選手は次の場合、ルートを完登したものと見なされない。

- a) 墜落した。
- b) ルートの制限時間を越えた。
- c) ルートのバウンダリーマークを越えて、壁の一部や表面に触れた。
- d) 壁の両サイドと上のエッジを使用した。
- e) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- f) 人工登攀を行った。

6.6 リザルトの提示

6.6.1 競技会の各ラウンドにおける各選手の順位、タイムの速報⁸⁾はリザルト決定後、観客とコーチに対し、提供されねばならない。

⁵⁾ わかりにくい回したが、要するに直上していない場合は、片方が右上ならもう一方は左上させる、ということだと想像する。

⁶⁾ ここは、かなり意識した。原文は”Manual timing shall then not be used to determine the result of the attempt.”である。

⁷⁾ 原文は”Each route shall be timed by a judge and two assistants, operating a stopwatch each. The time of each competitor for completing his/her attempt shall be recorded by the ICC Judge taking into account the average of the stop watches, and eliminating obvious spurious timing errors.”。

⁸⁾ 原文は”Information on the preliminary ranking place and climbing times of each competitor in each round of the competition”。

- a)電光掲示(ボードまたはスクリーン)
- b)a)が不可能な場合は掲示物または黒板を使用して掲示。

6.6.2 最終リザルトでは、全てのラウンドの全てのルートにおける選手の所要時間を公表(報告)しなければならない。

6.7 競技順と順位 - フォーマット A

6.7.1 予選ラウンドの競技順はその時点の CUWR の逆順とする。ランク外の選手は、そのラウンドの最初に無作為順で競技する。

6.7.2 予選とファイナル・ラウンドを同日中におこなう場合、両ラウンドのルートは同じものを使用する。予選とファイナル・ラウンドを別の日におこなう場合、各ラウンドのルートは多少異なる⁹⁾ものにする。選手はそのことを前もって通知されねばならない。

6.7.3 各選手は、まず1ルートを登り、完登した後、2ルートへ進む。

6.7.4 各選手は両ルートの合計所要時間で順位付けされる。

6.7.5 もし選手が予選ルートの本一のルートで完登できなかつたら、そこで敗退¹⁰⁾となる。

6.7.6 ファイナルラウンドの選手数

- a)予選ラウンドの完登選手が16人以上の場合、16選手がファイナル・ラウンドに進む。
- b)予選ラウンドの完登選手が16人未満の場合、8選手がファイナル・ラウンドに進む。
- c)予選ラウンドの完登選手が8人未満の場合、4選手がファイナル・ラウンドに進む。
- d)予選ラウンドの完登選手が4人未満の場合、予選をやりなおす。

ファイナル・ラウンドは、以下のステージからなる：

8th・ファイナル、クォーター・ファイナル、セミ・ファイナル、ファイナル¹¹⁾

6.7.7 ファイナル・ラウンドは両ルートの合計時間で競う、勝ち抜き戦(“knock-out”方式)でおこなう。

エイト(1/8)・ファイナル(9位から16位)とクォーター・ファイナル(5位から8位)での敗者の最終リザルトはそのヒート¹²⁾のタイムによって決定する。

6.7.8 ファイナル・ラウンドの最初のステージ¹³⁾の組み合わせと競技順は、予選ラウンドの最終順位に従って以下のように設定される。

⁹⁾原文は“slightly different”。

¹⁰⁾原文は“eliminate”。

これはリードの“stop”とも、罰則規定でいう失格(“disqualify”)とも違う概念。“eliminate”の場合、記録はゼロとして扱われる。ここがリードの“stop”との違い。失格ではないので順位は出るが、記録がゼロなので、順位は各ラウンド、各セットにおける最下位となる。

¹¹⁾原文はそれぞれ“eighth final”、“quarter final”、“semi final”、“final”。

¹²⁾敗者となったヒート。

¹³⁾ここでいう「ステージ」(“stage”)は、ファイナル・ラウンドの中のクォーター・ファイナル(quarter final)なりセミ・ファイナル(semi final)なりを指す。このステージ中の個々の対戦はヒート(“heat”)と呼ばれる。

その1)選手16名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		16位
2	8位		9位
3	4位		13位
4	5位		12位
5	2位		15位
6	7位		10位
7	3位		14位
8	6位		11位

その2)選手8名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		8位
2	4位		5位
3	2位		7位
4	3位		6位

その3)選手4名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		4位
2	2位		3位

ファイナル・ラウンドの各ステージの競技順は後に示す図1(P.34)による。

6.7.9 ファイナル・ラウンドで完登しなかった場合：

- a)セミファイナルとファイナルヒートで、いずれかのルートに完登できなかった選手は、そこで敗退となり、もう一人の選手がその対戦の勝者となる。両方の選手が両方のルートに完登できなかった場合は、速やかに再試合が行なわれなければならない。
- b)3位/4位決定戦は必ず実施し、勝者を決定しなければならない。
- c)ファイナルで両選手ともいずれかのルートに完登できなかったら、勝者が決定するまで再試合をおこなう。

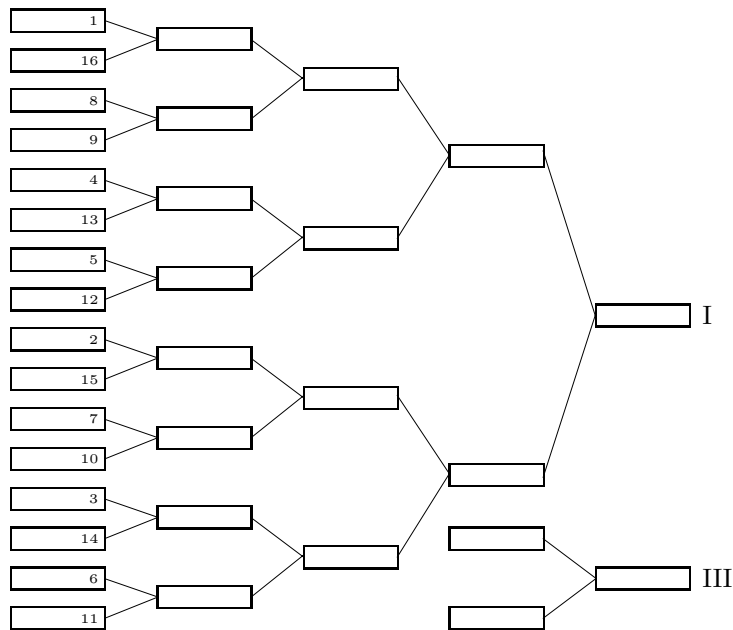
6.7.10 同着の選手の扱い

- a)予選ラウンドで2名以上の選手がファイナル・ラウンドへの進出ライン上にいる場合、それらの選手は決勝に進出できない。その選手の最終リザルトは同順位となる。
- b)予選ラウンドで2名以上の同着の選手がファイナル・ラウンドへの進出者の中にいる場合、それらの選手の競技順は無作為に決定する。
- c)2名の選手がファイナル・ラウンドのセミ・ファイナルかファイナルのステージで同着となったら、その2名で決定戦¹⁴⁾をおこなう。
- d)ファイナル・ラウンドの上記以外のステージで同着があったら、勝者はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドのリザルトで勝者を決定する。

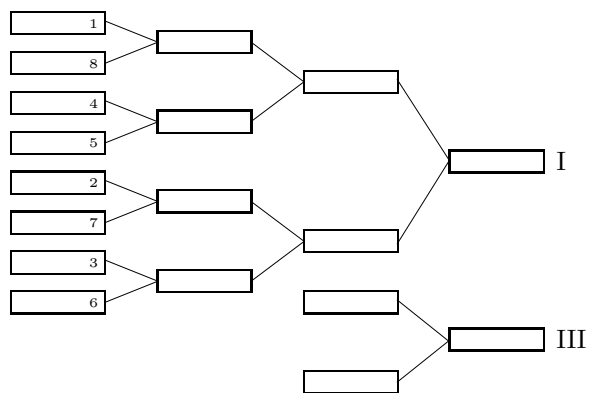
¹⁴⁾原文は”additional elimination heat(s)”。

図 1：選手が 16 名、8 名、4 名の場合それぞれのファイナルラウンドの各ステージでの競技順
 (ローマ数字は選手の最終順位を示す)

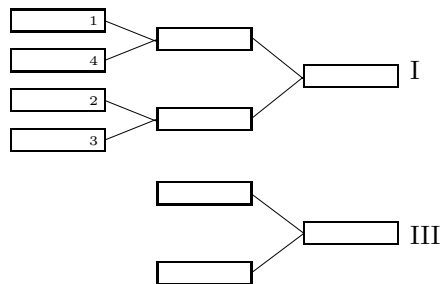
選手 16 名の場合



選手 8 名の場合



選手 4 名の場合



枠の中の順位が上位の選手がルート 1 でスタートする。

6. 8 競技順と順位 - フォーマット B

6. 8. 1 予選とファイナル・ラウンドは、(複数の) ヒートで行われる。ヒート数は下の表のように選手数で決定される。

選手数	ヒート数
1-4	1
5-8	2
9-12	3
13-16	4
17-20	5
21-24	6
etc.	etc.

各ヒートの選手数は、ヒート間で可能な限り均等になるように配分され、各ヒートは最低 2 名のクライマーによって成り立つものとする。

カテゴリの選手が 4 名もしくはそれより少ない場合は、予選ラウンドは行わない。

6. 8. 2 予選ラウンドの競技順は、以下の手順で作成される。

- a) 選手の配分リスト¹⁵⁾をその時点の CUWR の選手の順位に基づいて作成し、ランク外の選手はリストの後半に無作為に追加する。
- b) 選手は、下の選手数 17 名の例のように、配分リストの順に、ジグザグに各ヒートに割り当てられ、ヒートを行う順番が作成される。

ヒート	配分順			
A	1	10	11	
B	2	9	12	
C	3	8	13	
D	4	7	14	17
E	5	6	15	16

6. 8. 3 ファイナル・ラウンドへの進出選手数：

- a) 参加選手数¹⁶⁾が、16 名以上の場合、16 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- b) 参加選手数が、8 名から 15 名の場合、8 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- c) 参加選手数が、5 名から 7 名の場合、4 名がファイナル・ラウンドに進出する。

6. 8. 4 予選ラウンドの各ヒートの勝者は、全て決勝に進出する。決勝ラウンド進出者の残りは、残りの選手の中でクライミングタイムの少なかった者である。決勝ラウンドへの進出ライン上に 2 名以上の選手が同着であった場合、1 回もしくは数回の決定戦を、同着の選手間の決着がつくまで行う。

予選ラウンドが 16 ヒート以上ある場合は、より良いタイムを出した選手が決勝に進出するものとする。

6. 8. 5 もし選手が予選予選ラウンドのルートで完登できなかつたら、そこで敗退となり、成績は最下位となる。

¹⁵⁾原文は”seeding list”

¹⁶⁾”number of registered competitors”

6.8.6 ファイナル・ラウンドは以下のステージから構成される：

クォーター・ファイナル、セミ・ファイナル、ファイナル（必ず実施）。各ステージは選手数に応じて、6.8.1で示された1つもしくはいくつかのヒートから構成される。

6.8.7 ファイナル・ラウンドの最初のステージの競技順は、以下の手順で作成される：

- a) 全ヒートの勝者を予選ラウンドの成績をもとに、クライミングタイムの少ない者が上になるように順に並べ、その後に残りの進出者を予選ラウンドの成績順に置いて、選手の配分リストを作成する。
- b) 選手は、下の方法で、配分リストの順にジグザグに各ヒートに割り当てられる。

選手 16 名 / クォーター・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	8	9	16
B	2	7	10	15
C	3	6	11	14
D	4	5	12	13

選手 8 名 / セミ・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	4	5	8
B	2	3	6	7

選手 4 名 / ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	2	3	4

予選ラウンドで選手がルートを完登できず、上の表にあるよりも少ない人数しか決勝に進出しないことがある。それでも、進出した選手についての競技順作成手順は変更されない。

6.8.8 各ヒートで、より少ないクライミングタイムで完登した2名が、決勝ラウンドの続くステージに進出する。残りの選手は、ファイナルラウンドのそのステージの成績で順位が決定される。

6.8.9 セミ・ファイナルでは、クォーター・ファイナル・ステージのヒート A からセミ・ファイナル・ステージに進出した選手は、ヒート D から進出した選手と対戦し¹⁷⁾、ヒート B から進出した選手は、ヒート C から進出した選手と対戦する。

6.8.10 ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートでは、選手はそのヒートのクライミング・タイムで順位を決定される。

6.8.11 もし選手が、ファイナル・ラウンドで完登できなかつたら、ファイナル・ラウンドのそのステージの最下位となり、以後のヒートには進出できない。

¹⁷⁾原文は”Competitors qualifying for the semi final stage from heat A in the quarter final stage shall be placed in the same semi final heat as the competitors qualifying from heat D”。良くもこう、持って回った言い回しを思いつくものだ。

6. 8. 12 2名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートで1位同着になったら、同着になった選手の間で決着がつくまで、1回もしくは数回の決定戦を行って、勝者を決定する。

2名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのそれ以外のヒートで同着になったら、その順位はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドのリザルトで勝者を決定する。それでもなお同着がある場合は、続いて先行するステージ¹⁸⁾でカウントバックを適用する。

6. 9 デモンストレーションおよびオブザベーション

6. 9. 1 チーフ・ルートセッターまたはルートセッター・チームのいずれかにより、ルートのデモンストレーションが行われる。

6. 9. 2 各ルートでは2回デモンストレーションをおこなう。1回はゆっくり、もう1回は競技の際の速さで登る。各デモンストレーション後、続いて各ルートについてオブザベーションタイム(最大6分間)が取られる。

6. 9. 3 フォーマット B が適用される場合、そしてフォーマット A でジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと競技してそう決定した場合、デモンストレーションはルートの内の1本でのみ行われる。

6. 9. 4 オブザベーション期間の長さは4分間で、ジュリー・プレジデントはこれを延長することができる。

6. 9. 5 選手は、出だしのホールドに地面から足を離すことなく触れることが許される。

6. 10 クライミングの手順

6. 10. 1 開始が宣言されたら、各選手は片足を地面に、もう一方の足を最初のホールドに置き、片手または両手を壁にかけて、スターティング・ポジションに入らなければならない。

6. 10. 2 両方/もしくは全ての選手がポジションに入ったら、ICC ジャッジは「Ready? 」と声をかける。いずれの選手からも、準備ができていない旨の明確な申告がなければ、ICC ジャッジは「Attention 」と声をかけ、わずかに(2秒未満)置いて、短く(0.2秒未満)大きく明瞭なスタート信号か、手動計時の場合は「Go! 」と合図をする。全ての肉声による指示は、大きく明瞭に発せられねばならない。

6. 10. 3 スタートの合図の場所は、両方/もしくは全ての選手から等距離になければならない。

6. 10. 4 スタートの信号か指示があったら、各選手はそのアテンプトを開始しなければならない。ルートジャッジが「Ready? 」と尋ねたときに準備ができていないことを明瞭に告げた場合を除き、スタートの指示に対する抗議は一切許されない。

6. 10. 5 ICC ジャッジがスタートの指示を出すとき、いかなる雑音やその他注意をそらせ、スタートの合図を明瞭に聞き取ることを妨げるものは、選手によっても、ジャッジによっても立てられてはならない。

6. 10. 6 スタートに失敗した場合、ルートジャッジは双方の選手を直ちに停止させなければならない。この指示は、大きく明瞭に発せられなければならない。一人の選手が一つの対戦で2度スタート失敗したら、敗退となる。

6. 10. 7 各選手はルートの終了点に達したら、スイッチを手で叩いて計時装置を停止させねばならない。

¹⁸⁾ "successively earlier stages"

6. 10. 8 予選ラウンドでは完登後、選手は別のアイソレーション・ゾーン¹⁹⁾にもどり、ルートジャッジから要請があるまでとどまらねばならない。

6. 10. 9 ファイナル・ラウンドのヒートが終了後は、以下ようになる。

- a) フォーマット A の場合、次のヒートに進出する選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。
- b) フォーマット B の場合、全ての完登した選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。

6. 11 テクニカル・インシデント

6. 11. 1 スピード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- c) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

6. 11. 2 選手が、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、修復完了後、直ちにあらたにアテンプトをおこなう。

選手が、フォーマット A の予選ラウンド以外のいずれかの対戦で、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、他の選手は登り続けるものとする。テクニカル・インシデントが確認された場合は、全選手で再競技をおこなう。

テクニカル・インシデントをこうむった選手は、修復が完了するまで別のアイソレーションで待機しなければならぬ。これはフォーマット A の予選ラウンドで、テクニカル・インシデントが発生しなかった方のルートを完登した選手が、まだもう一方のルート²⁰⁾のアテンプトを行っていない場合、同様に適用される。²¹⁾

¹⁹⁾”a separate isolation zone”

²⁰⁾＝テクニカル・インシデントが発生したルート

²¹⁾わかりにくい表現だが、テクニカル・インシデントが発生した場合、選手 A が競技中断、選手 B が競技続行となる。テクニカル・インシデントが発生したのが後に登る方のルートであれば、選手 B はアテンプト終了後、テクニカル・インシデントが修復され選手 A の再アテンプトが終わるまで、アイソレーションに入ることになる。テクニカル・インシデントが発生したのが先に登る方のルートの場合は、この必要はない。

7. ワールドカップ・シリーズ

7.1 イントロダクション

7.1.1 ICCの「本則」¹⁾に従い、ワールドカップの国際シリーズ戦は、毎年開催される。

7.1.2 ICCは、毎年最大10戦までのワールドカップ大会をそれぞれの種目(リード、スピード、ボルダリング)について公認することができる。

7.1.3 ICC公認の各ワールドカップ大会は、男子と女子のカテゴリーからなる。16歳未満の選手は、ワールドカップ大会に出場することはできない。

7.1.4 各ワールドカップ大会は、リード競技、スピード競技、ボルダリング競技の3種目の内の一つ、あるいは複数の種目を含むものとする。

7.1.5 ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は、1種目の場合は2日間、2種目の場合(リードとスピードなど)は3日間、全3種目(リード、ボルダリング、スピード)の場合は4日間とする。

7.1.6 各ワールドカップ大会の最後に、男女の、リード、スピード及びボルダリング競技の優勝者は主催山岳連盟/協会からトロフィーが授与される。

7.1.7 年間シリーズ最終戦の終了時に、ワールドカップはこれらの規則に従い、最高得点を獲得した選手を表彰する。

7.1.8 ワールドカップ・シリーズ戦の完了時、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールドカップのトロフィーが授与される。さらに、1位、2位、3位の選手に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。

7.2 リード競技

7.2.1 各ワールドカップ大会のリード競技会は、予選、セミ・ファイナル、ファイナル、そして必要な場合はスーパー・ファイナルの各ラウンドからなるものとする。

7.3 ボルダリング競技

7.3.1 各ワールドカップ大会のボルダリング競技会は、このタイプの競技会についての規則に従って、予選、決勝ラウンドと名付けられた一つもしくは二つのラウンドからなる。

7.4 スピード競技

7.4.1 各ワールドカップ大会のスピード競技会は、このタイプの競技会についての規則に従って、予選ラウンドと決勝ラウンドからなる。

7.5 ワールドカップ・ランキング

7.5.1 各ワールドカップ大会の最後に、男女それぞれのカテゴリーの、上位30位までの選手に以下のようにポイントが与えられる。

¹⁾”statutes”。この”HANDBOOK”とは別に、ICCの一般規定が存在するのだろう。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

7.5.2 各ワールドカップ大会で与えられたポイントは下の 7.5.3 に定める方式で集計される。集計ポイントは各ワールドカップ大会ごとに再計算され、ワールドカップ・ポイントを持つ選手は保有するポイントの降順でランク付けされる。リード、スピード、ボルダリングそれぞれのワールドカップ・ランキングは、各ワールドカップ・シリーズ戦の終了後、発表される。

7.5.3 選手のワールドカップ・チャンピオンシップの最終ランク決定で、集計に使うポイントの最大数は以下の通り

- a) 5 戦以下の場合：全てのポイントを加算
- b) 5 戦を越えて開催された場合：1 戦の成績を除外して加算²⁾

7.5.4 ワールドカップ・シリーズの、リードとボルダリングの総合ランキングは、各選手が、3.13.4³⁾に基づいてシリーズに含まれる競技会で獲得した総合ポイントの加算して計算される。この計算に使用される競技会の最大数は、7.5.3 に基づいて数えた結果、2 種目の内のどちらか少ないほうの数とする。⁴⁾

7.5.5 もしワールドカップ最終戦終了時に、ワールドカップ・チャンピオンシップの 1 位に、2 名の選手が同着の場合、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を、一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後、なお同着の場合、引き分けとして、ワールドカップ・チャンピオンシップを分け合うことになる。

7.5.6 ワールドカップシリーズの国別の順位⁵⁾は、各国選手団が 3.13.3⁶⁾に基づいてシリーズに含まれる競技会で獲得したポイントを加算して計算される。この計算に使用される競技会の最大数は、7.5.3 に基づいて数えた結果とする。⁷⁾

7.6 選手の登録

7.6.1 加盟山岳連盟/協会は ICC の公式登録書式で以下の選手を登録することが認められる。

²⁾ "all competition results except one shall count"

³⁾ 原文は 3.14.4 だが、その番号の項は存在しないし、3.14 はアンチ・ドーピング関係の規定である。単なるミス。

⁴⁾ 原文は "The maximum number of competitions to be used in this calculation shall be the lowest number of counting results for any of the two disciplines in accordance with Article 7.5.3."。わかったようなわからないような規定。リード、ボルダー両方を含む競技会数を合計して、7.5.3 を適用すればすむように思うのだが。

⁵⁾ "the national team ranking"

⁶⁾ これも原文は 3.14.4。

⁷⁾ 原文は "The maximum number of competitions to be used in this calculation shall be the number of counting results in accordance with Article 7.5.3."

a) 各国選手団の定員——主催国以外：

各加盟山岳連盟/協会は男女それぞれのカテゴリーで、3名ずつの正選手が認められる。

b) 各国選手団の定員——主催国：

ワールドカップ大会の受け入れと開催をおこなう山岳連盟/協会は、男女それぞれのカテゴリーで、6名ずつの正選手が認められる。加盟山岳連盟/協会が同一種目につき二つ以上の競技会を組織する場合、この規定は二つの競技会に限って適用される。(適用される)大会はシーズンに先立って、加盟山岳連盟/協会が選択することができる。さもなければ、この規定(二倍定員)は自動的にその国で開催される最初の二つの大会に適用される。

c) プレ・クオリファイド選手⁸⁾

当該競技会締め切り段階での、CUWRの男子上位10名、女子上位10名と、直近のユース・コンティネンタル・チャンピオンシップのユースAとジュニアの優勝者が、プレ・クオリファイド選手となる。加盟山岳連盟/協会は、これらの選手を上記の7.6.1.a)、7.6.1.b)の規定にある選手に加えて、参加させることができる。

d) 追加名簿

加盟山岳連盟/協会は、ICCの公式登録書式で、「追加名簿」⁹⁾を使って補欠選手を登録することが認められる。これらの選手の登録は、選手の総数が主催連盟/協会が計画した人数に満たない場合に、正規に確定される。こうした場合、各国選手団として登録された選手とプレ・クオリファイド選手で埋められた枠を越えた部分は、希望する連盟/協会の間均等に割り当てられねばならない。

主催者は全ての公式選手団のメンバーとプレ・クオリファイド選手を受け入れなければならない。

各主催者が受け容れねばならない選手の最少人数は、男子100名、女子100名とする。

7.7 賞金

7.7.1 賞金の最低額は各期のICC総会¹⁰⁾で決定される。該当アペンディックス¹¹⁾にあるこの最低額を超えた賞金額は、組織委員会に従ってICC評議会¹²⁾が決定する。

⁸⁾ "Pre-Qualified Competitors"は、シードとは異なる。クォータ・ファイナルの免除はなく、各国選手団の枠外で扱われるのと、2ルートでおこなわれるラウンドで、これらの選手がランク順に、両ルートに順番に振り分けられるだけである。該当する日本語が見あたらないので、このような表記とした。

⁹⁾ Supplementary lists

¹⁰⁾ the ICC Plenary Assembly

¹¹⁾ 何に付属するものであるかは不明

¹²⁾ "the ICC Board"

8. ワールド・チャンピオンシップ規則

8.1 イントロダクション

8.1.1 ICCの「本則」に従い、ワールド・チャンピオンシップ競技会は2年に1度、奇数年¹⁾に開催される。

8.1.2 ICC公認の各ワールド・チャンピオンシップ競技会は男子と女子のカテゴリーからなる。16歳未満の選手は、ワールド・チャンピオンシップ大会に出場することはできない。

8.1.3 各ワールド・チャンピオンシップ競技会では、リード、ボルダリング、スピードの各種目からなり、ICCが公認する形式に従って組織される。

8.1.4 ワールドチャンピオンシップ競技会は通常、週末に開催される。ワールドチャンピオンシップ競技会の最大日数は、5日間とする

8.1.5 リード、スピード、ボルダリングの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、ワールド・チャンピオンシップのトロフィーが授与される。²⁾

8.1.6 加盟山岳連盟/協会がワールドチャンピオンシップ競技会開催に立候補するには、そのチャンピオンシップに先立つ2年間に、ワールドカップ競技会を開催していなければならない。

8.2 リード種目

8.2.1 各ワールド・チャンピオンシップ競技会のリード競技会は、予選、セミ・ファイナル、ファイナル、そして必要な場合はスーパー・ファイナルの各ラウンドからなるものとする。

8.2.2 ICCの要求がある場合、予選ラウンドは2本の異なるルートを、各カテゴリーの全選手が登っておこなうものとする。

8.3 加盟山岳連盟/協会による選手登録

8.3.1 加盟山岳連盟/協会は次の選手をICCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現ワールド・チャンピオン。
- c) 男女それぞれのカテゴリーの現コンティネンタル・チャンピオン。

¹⁾原文は“every second, odd-numbered, year”。

²⁾以前からおかしいと指摘してきたが、05年版でようやく訂正された。

9. ワールド・ユース・チャンピオンシップ規則

9.1 イントロダクション

9.1.1 ICCの「本則」に従い、ワールド・ユース・チャンピオンシップ競技会は毎年開催される。

9.1.2 ICC公認の各ワールド・ユース・チャンピオンシップ競技会は男子と女子¹⁾のカテゴリーからなる。

9.1.3 各ワールド・ユース・チャンピオンシップ競技会では、リードとスピードの両種目をおこなう。

9.1.4 加盟山岳連盟/協会がワールドユースチャンピオンシップ開催に立候補するには、そのチャンピオンシップに先立つ2年間に、ICC公認のユース競技会を開催していなければならない。

9.1.5 ワールド・ユース・チャンピオンシップ競技会は通常、週末に開催される。ワールド・ユース・チャンピオンシップ競技会の日数は4日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

9.1.6 リード、スピードの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、ワールド・ユースチャンピオンシップのトロフィーが授与される。

9.2 年齢別グループ

9.2.1 ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会では、リード、スピード両競技に、以下の年齢別グループを設定する。

- a)ユース B: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、14または15年前に生まれた者とする。2005年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1990または1991年に生まれた者である。
- b)ユース A: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、16または17年前に生まれた者とする。2005年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1988または1989年に生まれた者である。
- c)ジュニア: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、18または19年前に生まれた者とする。2005年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1986または1987年に生まれた者である。²⁾

表1. ワールドユースチャンピオンシップの年齢区分

開催年	生年					
	ユース B		ユース A		ジュニア	
2005	1991	1990	1989	1988	1987	1986
2006	1992	1991	1990	1989	1988	1987
2007	1993	1992	1991	1990	1989	1988
2008	1994	1993	1992	1991	1990	1989
2009	1995	1994	1993	1992	1991	1990
2010	1996	1995	1994	1993	1992	1991
2011	1997	1996	1995	1994	1993	1992
2012	1998	1997	1996	1995	1994	1993

¹⁾原文は他の大会が”men and women”であるのに対し、”male and female competitors”になっている。

²⁾日本人の感覚からするとややこしい方に思えるが、ほぼ原文のままの表現とした。その年に何歳になるかではなく、何年に生まれたかだけに注目して考えれば問題はない。早生まれが関係しない分、この方式の方が、日本の年度で区切る考え方よりもわかりやすい。

9.3 リード、スピード競技

9.3.1 リード/スピード競技は、9.3.2、9.3.3に定めることがらを除き、ICCの認める形式に従って組織される。

9.3.2 リードは3ラウンドから構成される。

- a)2本の異なるルートによる予選ラウンド
- b)セミ・ファイナルとファイナル・ラウンド

9.3.3 スピードでは全ての年齢別グループと両カテゴリの、決勝ラウンドの前段のステージのヒート(8thファイナル、クォーターファイナル、セミファイナル、3位/4位決定戦)は次のステージ開始前に完了してなければならない。³⁾

9.4 加盟山岳連盟/協会による選手登録

9.4.1 加盟山岳連盟/協会は以下に該当する選手を、ICCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a)男女の各カテゴリ、各年齢別グループで各4名ずつの正選手。
- b)その時点のワールドユースチャンピオンシップ保持者。
- c)その時点のコンティネンタルユースチャンピオンシップ保持者。

³⁾要するに、全カテゴリ、全年齢別グループのファイナル・ステージのヒートは、まとめて最後にやれ、と言うことらしい。もう少しわかりやすい言い回しがあるだろう。困ったものだ。

10. コンティネンタル・チャンピオンシップ規則

10.1 イントロダクション

10.1.1 ICCの「本則」に従い、以下のコンティネンタル・チャンピオンシップ大会が毎年開催される。

- a) アジア・チャンピオンシップ
- b) ヨーロッパ・チャンピオンシップ
- c) 北アメリカ・チャンピオンシップ
- d) オセアニア・チャンピオンシップ
- e) 南アメリカ・チャンピオンシップ

10.1.2 ICC本則の定めるところにより、コンティネンタル評議会¹⁾がICCの規則にもとづいてこれらの大会の開催をおこなう。

10.1.3 各コンティネンタル評議会の加盟国だけが、これらのチャンピオンシップに参加できる。

10.1.4 ICC公認の各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会は男子と女子のカテゴリーからなる。16歳未満の選手は、コンティネンタル・チャンピオンシップ大会に出場することはできない。

10.1.5 各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会では、リード、スピード、ボルダリング競技会をおこない、それはICCの認めた形式で組織されねばならない。

10.1.6 コンティネンタル・チャンピオンシップ大会は通常、週末に開催される。コンティネンタル・チャンピオンシップ大会の最大日数は5日間までとする。

10.1.7 リード、スピード、ボルダリングの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、コンティネンタル・チャンピオンシップのトロフィーが授与される。

10.2 リード、スピード、ボルダリング競技

10.2.1 各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会のリード、ボルダリング、スピード競技は、ICCの認める形式に従っておこなわれる。

10.3 加盟山岳連盟/協会による選手登録

10.3.1 加盟山岳連盟/協会は、次に該当する選手をICCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現コンティネンタル・チャンピオンシップ保持者。

¹⁾”the Continental Councils”。

11. 競技中における罰則規定

11.1 イントロダクション

11.1.1 ジュリー・プレジデントは競技会場内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

11.2 選手

11.2.1 ジュリー・プレジデントと ICC ジャッジは、選手の競技エリア内における競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。

- a) 非公式の、口頭での警告。
- b) イエロー・カードの提示による公式な警告。

ジュリー・プレジデントは以下のことをおこなう権限を有する。

- a) レッド・カードの提示による、競技会からの失格。

11.2.2 11.2.1.b) のイエロー・カードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

- a) ICC ジャッジまたはジュリー・プレジデントによってアイソレーション・ゾーンへ戻るようにという指示に対する不当な遅滞。
- b) コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞。
- c) ICC の規則に用具と衣服に関する規定に対する不服従。
- d) 競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従。
- e) ICC ジャッジのスタートの指示に対する不服従。
- f) 選手の開会式への不参加。
- g) ファイナル進出者の表彰式への不参加。
- h) ICC ジャッジまたはジュリー・プレジデントの指示に従わない。
- i) 猥褻な、または好ましくない言動¹⁾。
- j) スポーツにふさわしくないふるまい²⁾。

これらの決定に対する抗議は、セクション 12 に定める手続きによる。

11.2.3 ある競技会で 2 回目のイエローカードを受けたら、その選手は当該競技会で失格となる。同一シーズンに 2 枚のイエロー・カードを受けた場合は、以下のいずれかとなる。

- a) その選手がすでに CUWR にカウントされる次の ICC 公認競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。
- b) a) が適用されない場合、CUWR にカウントされる次の ICC 公認競技会への登録資格を失う。³⁾

11.2.4 それ以外の制裁のない失格：以下の規則に対する違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会からの即時の失格となるが、それ以外の制裁を伴わない⁴⁾。

- a) 認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。

¹⁾原文は”Use of obscene or abusive language or behaviour of a relatively mild nature.”。 ”of a relatively … ”の意味が不明。

²⁾原文は”Unsporting behaviour of a relatively minor nature.”。 ”of a relatively … ”の意味が不明。

³⁾原文は”if a) is not applicable then the competitor is ineligible for registration in the next ICC approved competition ,counting for the CUWR”。この後さらに”,in the same discipline the third yellow card was issued.”と続くが、この部分は脈絡が分からない。

⁴⁾違反がその選手の競技終了後におこなわれたか発覚してレッド・カードを受けた場合、成績が上位でポイントが獲得できる位置にあって、失格であるから当然ポイントも認められない。

- b)認められていない用具の使用。
- c)アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所での、連絡手段の不法な使用。

これらの決定に対する抗議は、セクションに定める手続きによる。

11. 2. 5 懲罰委員会⁵⁾への即時の提訴を伴う失格：以下の規則違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会における即時の失格となり、さらに懲罰委員会に即時に提訴され、関係した手続きの後、続く1回のワールドカップ、またはワールドカップでない大会での違反の場合、続く1回のICC公認競技会への出場停止となる。

- a)競技エリアでの規則違反。
 - (i)規則で認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した。
 - (ii)規則で認められている範囲を越えて情報を収集し、また他の選手に伝えた。
 - (iii)準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
 - (iv)ジャッジまたは主催者役員の指示に従わなかった。
 - (v)選手の衣服における広告に関する規定の違反。
 - (vi)スポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な競技会の妨害。
 - (vii)ICC役員、主催者役員、選手団員(選手を含む)あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいはふるまい。
- b)競技エリア外の公共の場所における違反
 - (i)スポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な妨害。
 - (ii)ICC役員、主催者役員、選手団員(選手を含む)あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいはふるまい。

11. 2. 6 イエロー・カードまたはレッド・カードの提示後、できる限り早い時点で、ジューリ・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない。

- a)違反についてそして、ジューリ・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー(あるいはチーム・マネージャーが不在のときは当該選手)に提出する。⁶⁾
- b)この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、ICCの懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともにICCに提出する。⁷⁾

11. 3 選手団役員

11. 3. 1 選手団役員は選手と同様に考えられ、それに応じた取り扱いを受ける。

11. 4 その他の人々

11. 4. 1 ジューリ・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

⁵⁾原文は"Discipline Commission"。

⁶⁾原文は"Submit a written statement to the competitor's team manager (or in the absence of a team manager ,to the competitor concerned)regarding the offence and whether the Jury President proposed to refer the matter for consideration in respect to further disciplinary action in accordance with the rules."。今ひとつ、意味が取りにくい。

⁷⁾原文は"Submit a copy of this written statement together with a detailed report of the offence against the regulations ,any evidence ,and any recommendations regarding consideration of additional sanction to the ICC for referral to the ICC's Disciplinary Commission."。これも、意味が取りにくい。

12. 抗議

12.1 一般規則

12.1.1 全ての口頭あるいは文書による抗議と、公式の抗議に対する回答は、英語によっておこなわれなければならない。

12.1.2 抗議は公定の供託金¹⁾をとみなわなければならない、受け付けられない。

12.2 抗議審査団

12.2.1 文書による抗議あるいは、下記の 12.3.1、12.4.2.b) にある口頭での抗議があった場合、ジュリー・プレジデントは、ジュリー・プレジデント、ICC デリゲイトからなる抗議審査団²⁾を召集しなければならない。抗議審査団のメンバーはジュリー・プレジデントと ICC デリゲイトとする。ジュリー・プレジデントが、もとの決定³⁾に参与し、かつ ICC ジャッジが参与していない場合、ICC ジャッジがジュリー・プレジデントにかわってメンバーとなる。もし審査団がアピールに対して全員の意見の一致による決定を行えない場合、もとの決定が有効となる。決定は条件が許す限り素早くおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、抗議審査団の決定は文書に作成し、ジュリー・プレジデントが、抗議を公式に提出した者に手渡さねばならない。下記の 12.4.2.b) に規定のある抗議の場合、チーム・マネージャーまたは選手に通知しなければならない。

12.2.2 以下の 12.3、12.4 に定める所についての抗議審査団の決定は絶対で、それ以上の抗議の対象とならない。

12.3 選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議

12.3.1 ICC ジャッジは、4.10.3 で規定したことから⁴⁾に関する抗議を受けたら、上記の手続きに従って処理するために、速やかにジュリー・プレジデントに報告しなければならない⁵⁾。

12.4 公表されたりザルトへの抗議

12.4.1 選手の順位に対する、ラウンド終了後、そして公式の成績発表後の抗議は成績発表後 30 分以内におこなわれなければならない。抗議は競技会の各ラウンド後の成績発表に続いておこなわれなければならない。抗議は文書として、チーム・マネージャーまたは公式のチーム・マネージャーがいない場合は選手によって、ジュリー・プレジデントに対しておこなわれなければならない。抗議は、ICC の定める供託金とともに提出されねばならない。

12.4.2 スピード競技

- a) 公表されたりザルトに対する抗議の場合は、上記の 12.4.1. の規定に従って抗議がおこなわれなければならない。
- b) 勝ち抜き戦の間の抗議の場合、抗議は対戦の結果が放送された後、直ちにおこなわれなければならない。ICC ジャッジは直ちに、問題をジュリー・プレジデントに付託しなければならない。競技会の次の対戦は、ジュリー・プレジデントがその決定を放送するまで、開始できない。こうした抗議においては、供託金を支払う必要はない。

¹⁾”the official appeal fee”

²⁾”Appeals Jury”

³⁾抗議の原因となった決定。

⁴⁾選手のアテンプトが強制的に終了させられること、すなわち使用限定されたホールドを使った、エッジを使用した……etc を選手が行ったと見られる場合である。

⁵⁾原文は”In respect to an appeal regarding Article 4.10.3, this shall be made to the ICC Judge, who will immediately inform the Jury President, in order to proceed in accordance with the above procedure.”。

12.5 懲罰委員会への申告

12.5.1 ジュリー・プレジデントが、規則違反が ICC の懲罰委員会の考慮すべき事柄に値すると査定した場合、その問題は、ジュリー・プレジデントの報告書、ジュリー・プレジデントと関係するチーム・マネージャーまたは選手間の通知文書、関係する全ての証拠とともに懲罰組織⁶⁾ に付託されねばならない⁷⁾。

12.6 懲罰委員会

12.6.1 懲罰委員会の構成と手続きは、ICC の参照文書⁸⁾に定める。

12.7 供託金

12.7.1 支払わねばならない供託金は、ICC が毎年発行する諸経費一覧⁹⁾の通り。

12.7.2 抗議が受けいれられれば、供託金は返還される。抗議が却下された場合、供託金は返還されない。

⁶⁾”the disciplinary body”

⁷⁾「抗議」、「申告」と使い分けたが、原文では選手からジャッジへの異議申し立ても、ここで規定されている、ジュリー・プレジデントによる懲罰組織への書類送致とともに”appeal”になっている。

⁸⁾referred documents

⁹⁾”the list of fees”

13. アンチ・ドーピング

13.1 採用

13.1.1 UIAA は国際オリンピック委員会の認知する登山とクライミングに関する国際競技連盟であり、ここに世界アンチ・ドーピング規定¹⁾(The Code) を採用する。

13.2 適用

13.2.1 この規定は、UIAA の権限において開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加、準備あるいはどのような形にせよ関与する者は全て、選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者はこの規定に同意し、この規定ならびに競技規則の 13.4.1 に定めるところを遵守することを承諾しているものとみなされる。

13.3 UIAA 内部の管轄部門

13.3.1 この規定の競技クライミング——リード、ボルダリング、スピードから構成される——への適用は、UIAA 内では ICC (国際競技クライミング評議会) が管轄する。

13.3.2 ICC はその規定の適用に際し、その権限²⁾を、UIAA の Anti Doping, Discipline and Medical Commissions に委託することができる。

13.4 違反と制裁

13.4.1 ドーピングへの違反は、the UIAA Anti Doping Policy³⁾と Procedure and Disciplinary Rules⁴⁾に基づいて処理される。

¹⁾”the World Anti Doping Code”

²⁾”the performance of its functions”

³⁾UIAA アンチドーピング指針

⁴⁾罰則規定

UIAA CUWR - continuously updated WORLDRANKING について

ハンドブック本文に何回か CUWR という言葉が登場する。これについては ICC のウェブサイトにて解説がある (http://www.icc-info.org/CUWR_rules.html)。最初はこれを単純に訳してここに掲載するつもりだったが、これが実に難解なのである。内容が難解なのではなく、説明の仕方が不親切なのだ。パソコン関係のマニュアルによくある「理解している人には良く分かる」と言うやつである。この解説を読んですんなり理解するには英語ができるだけでなく、かなり明晰な頭脳が要求されるだろう。私 (山本) など、もともと英語がろくすっぽ分からないものだから、半日ばかりでようやく理解した次第。で、頭脳明晰、英語力抜群な方にはよけいなお世話かも知れないが、私が理解したところを私の言葉で書き直すことにした。

これはワールドカップに限らず ICC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイントは、ハンドブックの P.40 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイントとなっている。ところが、ICC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気づきと思うが、どの大会を見ても 1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが CUWR のポイントなのである。

CUWR を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したのでは、選手の年間ランクが適切なものにならない、と言う理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれによって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に出場した全大会のポイントの合計に基づいて計算したランキングが CUWR なのである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での CUWR のランキングから "field-factor" という係数を算出する。

- 1) その大会に出場する CUWR を持つ全選手について、その時点での CUWR の順位から、ワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。CUWR が 1 位の選手は $100+15=115$ 、2 位は $80+15=95$30 位は $1+15=16$ という具合である。仮に同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(\langle 10 \text{ 位のポイント} = 34 \rangle + 15) + (\langle 11 \text{ 位のポイント} = 31 \rangle + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する (この数値をまとめた表が下の表 "CUWR-table" である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	
ポイント	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49	
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%	
順位	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.	18.	19.	20.	
ポイント	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27	
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%	
順位	21.	22.	23.	24.	25.	26.	27.	28.	29.	30.	合計
ポイント	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

- 2) CUWR を持つ全ての選手 (その大会に出場していない選手も含め) について、1~2 の方法でポイントを計算し合計すると上の "CUWR-table" にあるように $(100+15) + (80+15) + (65+15) + \dots + (3+15) + (2+15) + (1+15) = 1268$ となる。

- 3) 1 で得られた値を 2 の 1268 で割ったものがその大会の "field-factor" とし、その大会の順位が決定後に、各選手の順位に対応するポイント (P.40 の表) に "field-factor" を乗じた値が、各選手のその大会での CUWR

に基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以下3桁目を四捨五入し小数点以下2桁までとしている。

”field-factor”は、CUWRを持つ全ての選手が出場すれば1になる。仮に、CUWRを持つ選手が一人も出場していない場合は0になる(そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう?)。と言うわけで、有力選手=CUWRランキング保有者がたくさん出場しているほど、”field-factor”は大きく(1に近く)なる。CUWRを持つ全ての選手が出場すれば、P.40の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会のCUWRのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づくCUWRのランキングが必要と言うこと。そうすると最初のCUWRの算出はどうやったのか?卵と鶏である。

現実のCUWRシステムではリードの場合で、1991年の5大会(ワールドチャンピオンシップと4回のワールドカップ)について”field-factor”を0.6として計算したものを出発点にしていると言うことである(と言うことは1992年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。”field-factor”算出の際に、何故ポイントに15を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるようであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり1位100ポイント、2位80ポイント、3位65ポイント……と差が10~20ポイントもあるために、仮に15を加えずに計算すると、CUWRが上位の選手が欠場した場合に”field-factor”が必要以上に小さくなってしまふのだ。

試しに、CUWR1位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15を加えた場合の”field-factor”は $(1268 - 115)/1268 = 0.91$ であるが、15を加えない場合、 $(818 - 100)/818 = 0.88$ となる。実際には出場するCUWRのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかにCUWRで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで”field-factor”があまりに低くなってはまずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは1999年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS RULES 2005

暫定日本語版

監 修 北山 真

訳・注 山本 和幸

発 行 (社) 日本山岳協会クライミング委員会